

令和3年第3回せたな町議会定例会 第2号

令和3年9月27日（月曜日）

○議事日程（第2号）

- 1 一般質問
- 2 意見書案第1号 コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書
- 3 意見書案第2号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書
- 4 意見書案第3号 林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書
- 5 意見書案第4号 コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書
- 6 発議第1号 三常任委員会及び議会運営委員会の閉会中における所管事務継続調査の申し出について

○出席議員（12名）

- | | |
|-------------|-------------|
| 1番 吉田 実 君 | 2番 梶田 道廣 君 |
| 3番 本多 浩 君 | 4番 橋本 一夫 君 |
| 5番 熊野 主税 君 | 6番 道高 勉 君 |
| 7番 大湯 圓郷 君 | 8番 横山 一康 君 |
| 9番 石原 広務 君 | 10番 平澤 等 君 |
| 11番 菅原 義幸 君 | 12番 真柄 克紀 君 |

○欠席議員（0名）

1. 地方自治法第121条の規定により、説明のため出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	高橋 貞光 君
教育委員会教育長	小板橋 司 君
農業委員会会長	原田 喜博 君
選挙管理委員会委員長	大坪 観誠 君
代表監査委員	残間 正 君

1. 町長、教育委員会教育長、農業委員会会長、選挙管理委員会委員長、代表監査委員の委任を受け出席する説明員は次のとおりである。

（1）町長の委任を受けて出席する説明員

副 町 長	佐々木 正 則 君
総 務 課 長	原 進 君
まちづくり推進課長	佐藤 英美 君

財 政 課 長	佐 野	英 也	君
税 務 課 長	濱 登	幸 恵	君
町 民 児 童 課 長	濱 濱	喜 秋	君
認 定 こ ど も 園 長	伊 藤	悦 子	君
保 健 福 祉 課 長	樋 口	靖	君
農 務 課 長	河 原	泰 平	君
水 産 林 務 課 長	八 木	忠 義	君
建 設 水 道 課 長	平 田	大 輔	君
会 計 管 理 者	高 橋	純	君
国 保 病 院 事 務 局 長	西 村	晋 悟	君
総 務 課 長 補 佐	小 林	和 仁	君
ま ち づ くり 推 進 課 長 補 佐	阪 井	世 紀	君
財 政 課 長 補 佐	井 村	裕 行	君
税 務 課 長 補 佐	奥 村	大 樹	君
町 民 児 童 課 長 補 佐	中 川	讓	君
保 健 福 祉 課 長 補 佐	浜 高	正 明	君
保 健 福 祉 課 長 補 佐	藤 谷	知 昭	君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長	長 内	京	君
農 務 課 長 補 佐	吉 田	有 哉	君
建 設 水 道 課 長 補 佐	金 澤	喜 嗣	君
建 設 水 道 課 長 補 佐	鈴 木	涼 平	君
国 保 病 院 事 務 局 次 長	手 塚	清 人	君
総 務 課 主 幹	中 山	康 春	君
ま ち づ くり 推 進 課 主 幹	松 原	孝 樹	君
ま ち づ くり 推 進 課 主 幹	伊 藤	哲 史	君
ま ち づ くり 推 進 課 主 幹	竹 内	亜 希 子	君
保 健 福 祉 課 主 幹	古 守	亜 珠	君
保 健 福 祉 課 主 幹	垣 本	利 子	君
保 健 福 祉 課 主 幹	伊 勢	亮	君
地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 主 幹	伊 今	川 勇	君
水 産 林 務 課 主 幹	山 本	亨	君
地 域 生 活 係 長	岡 本	讓 二	君
情 報 管 理 係 長	又 村	智	君
財 政 係 長	稲 船	洋 志	君
環 境 衛 生 係 長	原 田	亮 宰	君
児 童 福 祉 係 長	林	亮 輔	君
障 が い 福 祉 係 長	平 田	慎 太 郎	君

保健推進係長 安藤麗香君
包括支援係長 大久保麻未君
地域支援係長 金澤早苗君
地域支援係長 田畑貴子君

《大成総合支所》

支所長 杉村彰君
大成診療所事務長 古守幸治君

《瀬棚総合支所》

支所長 神田昌君
養護老人ホーム三杉荘所長 横川忍君
次長 増田和彦君
福祉係長 稲船奈穂子君

(2) 教育委員会教育長の委任を受けて出席する説明員

事務局長 丹羽優君
次長 杉村輝明君
次長 古畑英規君
主幹 長内解人君
主幹 尾野真也君
学校給食係長 山崎秀人君

(3) 農業委員会会長の委任を受けて出席する説明員

事務局長 西田良子君
農地係長 小池秀樹君

(4) 選挙管理委員会委員長の委任を受けて出席する説明員

書記長 原進君
書記次長 小林和仁君

(5) 代表監査委員の委任を受けて出席する説明員

事務局長 丹羽小百合君
次長 上野朋広君

1. 本会議の事務に従事する職員は次のとおりである。

事務局長 丹羽小百合君
次長 上野朋広君
主事補 大辻省吾君

◎開議宣告

○議長（真柄克紀君） おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので定例会を再開いたします。

直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付したとおりでございます。

◎日程第1 一般質問

○議長（真柄克紀君） 日程第1、一般質問を行います。

質問者、答弁者に申し上げます。会議規則第53条に規定されておりますとおり、質問答弁は簡潔、明瞭をお願いいたします。

それでは通告順により発言を許します。

2番、柘田道廣議員。

○2番（柘田道廣君） 先に提出しておりました件について町長にお尋ねをいたします。

昨年10月に運行を開始した檜山海岸線のデマンドバス運行は約1年を迎え、次第に利用者も増え住民の足として定着しつつあるように思います。しかし一方で未だ利用方法が判らず不便を感じている住民も多く、なお一層の周知説明が求められると思いますが、先日、町から配布されたせたな町行財政運営有識者懇話会の資料の中に、患者バスを廃止しデマンドバスに統合するという文面がありました。同様の話は地域協議会などでも行われたと聞きました。町では廃止の時期を来年度からと考えているようですが、この問題は各区の住民にまだ周知されたものではなく、大変大きな問題を抱えていると考えますので以下の点について町長に伺います。

①町が、せたな町行財政運営有識者懇話会や地域協議会などに各区の一部患者バスの廃止の方向性を示したのは事実ですか。もし事実であれば各区の実情に合わせた運行にするべきと考えます。

②患者バス廃止後、代替え輸送体制の確立などの調整が必要と思うが、現時点での検討内容をお知らせください。

③患者バスの運行は、単なる患者を診療所に送迎するだけではなく、高齢者の見守りなどを担っており、運行事業者の負担増にならないよう配慮するべきと思いますが、その対策はどのようになっていますでしょうか。

④旧町において、バスの運営に至った経緯や実態を十分議論の上政策転換をするべきであり、地域住民の合意や安心して利用してもらうためにも事業者との合意形成が必要と思います。

⑤懇話会や協議会での議論の内容が、利用者、地域住民に全く周知されていません。地域住民の合意を得るために住民説明会などでの議論が必要と思いますが、そのお考えはあるのか。

以上、お願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 柘田議員のご質問にお答えいたします。

1点目のご質問についてですが、現在、当町では人口減少や高齢化の進行などに対応できる利便性の高い公共交通の構築や移動手段の維持確保などを図るため、平成29年度にせたな町地域公共

交通活性化協議会を設立し、せたな町地域公共交通網形成計画を策定しておりますが、計画はアンケート調査も実施し、広く住民の意見を聞きながら策定をしており、議会にも説明をさせていただいているところであります。これまで町内3路線のデマンド化にも着手し、取り組みを進めてまいりました。こうした中、本年6月開催のせたな町行財政運営有識者懇話会におきまして、デマンドバスの事業概要について説明をさせていただき、瀬棚区、大成区それぞれの地域協議会におきましては、デマンドバスと重複し運行している区間の患者バスの運行廃止について説明させていただいているところです。

2点目の患者バス廃止後の代替え輸送体制の確立ということにつきましては、デマンドバス運行が代替の輸送体制となります。

3点目のご質問につきまして、患者バスの運行については、運行事業者に診療所や国保病院への送迎に係る運行业務をお願いしているものであり、高齢者の見守りについては、運転手さんが高齢者に対していろいろと気遣いをされているというお話も伺っており、私としても大変ありがたく思っております。また診療所や病院までの交通手段がデマンドバスへ移行した際には、これまでの患者バス利用と違い高齢者にとっては慣れるまでの間、戸惑いもあると思っておりますが、事業者と連携しながらサポートしてまいりたいと考えています。

4点目のご質問の事業者との合意形成が必要ということにつきましては、これまでも事業者と十分協議しながら進めているところでございますし、今後もそうしてまいります。

5点目のご質問につきまして、現在の患者バスの運行体制については地域によって若干違いがございますが、一つの町として地域間格差なく、公平性を確保しながらサービス提供を図っていくことが重要であると考えております。地域住民の合意を得ながら進めていくことは当然のことであり、今後、住民説明会を開催していきながら理解をいただけるように努めてまいりたいと考えていますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 梶田議員。

○2番（梶田道廣君） 再質問をさせていただきます。

懇話会や協議会で患者バス廃止の方針を打ち出したことは、総務委員会では何も知らされていないことだと私は思っています。この件は、大変重要な問題を抱えていると思っておりますが、この件については今回の質問と意味合いが多少違いますので質問は差し控えます。現在デマンドバスは、瀬棚須築線、北檜山太櫓線、大成海岸線で運行されています。患者バスは、北檜山区、瀬棚区とも週2回の運行のため通院には不便があり、さらに函館バス料金よりも大幅に安い料金で利用できることから特に不満の声は現在のところ聞こえていないと聞いております。しかし大成区では、平日毎日運行され区民の足として利用されています。大成区内では、診療所までデマンドバスで行くには有料のようですが、北檜山区の国保病院まで行くのは、現在と同じ無料という矛盾した現象が出てきます。

今後の予定として久遠線のデマンド化に対する運行実証試験運行は、本来この秋に試験運行開始の予定だと聞いていましたが、富里線や小川線など接続問題で運行事業者間の調整が遅れているとも聞いています。久遠線のようにデマンドバスと患者バスの統合が難しい地域では、今後も患者バスが運行されるため無料で通院することができるという矛盾も見えてきます。同じように瀬棚須築

線では有料であり、また大里方面では無料であり、太櫓方面では有料で、小倉山地区や松岡地区では無料ということでは同じ区民として納得できないという声も必ず聞こえてくるものと思います。こうした数多くの矛盾を解決せず一本化するのには町民に理解を得ることは難しいと思いますので、一本化するのであれば、町内全域がデマンド化するまで患者バスを存続させ、通院患者に関しては現行のとおり無料にするべきと考えます。またどうしても既にデマンドバス化した地域の患者バスを廃止してデマンドバスに集約するものであれば、通院患者を完全無料にしなければ他地域との間に不平等が発生し生活そのものにも格差が生じるものと思います。大成区において、令和2年度の患者バス利用者は2,707人、1日平均11人の方が利用されています。これをデマンドバスを利用したと仮定した場合、1日に4,400円、年間108万2,800円、1人あたり年間9万8,436円の負担になります。町長は先日の所信表明の中で、町民皆様の安心な暮らしを守る上で、医療、福祉、介護の充実が最重要と述べております。町内各区の年金生活者の多くは国民年金受給者です。また生活保護を受けている方も大勢います。車のある方や家族のいる方は別の病院などにも行くこともできるでしょうが、少ない年金の中でやりくりをしている方にとっては、せめて薬だけでもとの思いから患者バスを利用していることと思います。今、弱者である高齢者から、しかも一部の地域の人から利用料金を取るということは、ある意味弱い者いじめではないかというようにも感じるところであります。令和3年度の大成区の患者バス予算は約700万です。患者バスを廃止して700万を、そして代替としてデマンドバスを利用する人から昨年度と同額等とした場合の約109万円を町としてどのように使おうとしているのでしょうか。町として高齢者などの生活弱者への予算は最後まで手厚くするべきと考える時、全地区にデマンドバスが運行されるまでは、患者バスの運行の継続、またはデマンドバスへの代替を行った場合は、料金の無料化にするべきと思いますが、町長はどのように考えるでしょうか。

次に、患者バスとデマンドバスは全く別の乗り物だということです。患者バスは送迎バスであり時間の制約は受けません。一方、デマンドバスは時間運行であり、ある意味路線バスです。現在、大成区の海岸線では、ほぼ毎日、毎便熊石から江差、函館本方面への乗り継ぎの方がいるそうです。間に合わないために、間に合わすために時間の余裕がありません。また今年の冬には、雪のために思うように走れず、何度か函館バスに出発を待ってもらったこともあるそうです。現在おられるかどうかわかりませんが、患者バスを利用されている方の中には足腰の不自由な方や、大変失礼ですけども多少認知に怪しい方もおられるかもしれません。当然、乗り降りにも時間がかかり、時には待ち合わせ場所に来ていない方もおられるかもしれません。以前大成区で有留実のバスという自宅から函館の病院までのデマンドバスのようなものを運行しておりましたが、運転手の話の中には、迎えに行ったらいなかった。探したけどもないのでそのまま行ったら、乙部で函館バスの運転手に止められた。なぜかと思ったらお客さんが有留実のバスと函館バスを間違えて乗ってしまった。そういう事例もあります。またトイレが近く、トイレのある場所ごとに止まらなければならないことも度々あったと。そういうふうなことで、季節によってはデマンドバス化しても、した場合には函館また江差方面に間に合わないような事態も起きるのではないかというふうに思います。運行時間を早めることで解決できるといった問題ではないし、特に冬など季節や乗る人数で車の大きさを変えることで解決できることではないと現場の運転手さんも話しておりました。実際、昨年函館バ

スの海岸線が廃止になった後にも、デマンドバスの利用方法がわからないという方もおられました。現在も元気な方でも高齢になればなるほど億劫さを感じているようです。その理由として、函館バスや患者バスは指定された場所でただ待てばいい。ただそれだけです。大成区では昭和55年から約40年間、瀬棚区でも平成6年から約27年間の時間をかけて構築されたシステムであり、高齢者にとって生活の一部であるこの習慣を変えるのは大変なことだと思います。若者だけでなく、ご高齢の方、特に病院に通われるような方を乗せる運転手さんの負担増は目に見えていることであり、万が一の事故などが起きた時には、運転手さんの心の負担は大変なものだと思います。そういう意味において全てを事業者任せではなく、持続可能な運行ができるよう町も十分配慮することが大切だと思いますが、町長はどのように考えますでしょうか。

話は変わりますが、今回の患者バスを廃止の話は、当該地の地域住民に対し、いまだ何の説明もされていません。先ほど町長は住民説明会を開くという話をしていましたが、残された半年では地域住民の十分な理解を得ることは難しいのではと考えます。町民の間にはわざと開かないのではという声もある中で、患者バス廃止の是非は別として、理解していただけるよう誠意を持って速やかに開催するべきと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） まずこのデマンドバスの目的につきましては、交通の利便性を向上させるということと、交通の空白地帯を解消するということ。そして何よりも持続可能な交通体系を目指すということにあるというふうに思っております。瀬棚区、大成区、北檜山区それぞれこれまでの患者バスの運行には大きな違いがございました。患者バスの運行については、基本的に路線のない空白地帯のバスについて運行するということとございまして、現在も若松、丹羽、それから瀬棚、北檜山間ですね。これらについては運行をしていないというのが実態でございます。そうした意味において、大成区においては、海岸線をしっかりと路線バスがこれまで維持されてきておりますので、比較的公共交通に恵まれてきた地域というふうに言ってもいいというふうに思います。そこで私たちとしては、同じようなサービスを提供するというところに重点を置いておりますので、これまで太櫓、それから瀬棚の須築線ですか、これらをデマンド化してまいりました。同様にこれから、既に大成の海岸線につきましてもデマンド化しておりますが、これからのいよいよそうした重複して走っている患者バス、これらの患者バスあるいは学校へのスクールバス、こういったものを統合して効率よく運行するというのを考えて進めてきているところでございます。見方としては、地域の方それぞれの見方がいろいろあるということとございしますが、いずれにしてもしっかりと持続可能な交通体系を目指す。そしてさらに今、交通空白地帯となって患者バスの週1回あるいは2回しか運行していない部分について、これからできるだけ早くこうした運行の見直しをしていくということが地域への公平性を保つということになるんだというふうに思います。3区とも高齢化率は進んでおりまして、そういった高齢者に対する気配りというものもこれからも当然考えていかなければなりません。デマンドバス運行時点におきましてもこうしたことに十分に気を使いながら進めてまいりたいというふうに思っております。いずれにしましても地域住民が理解できますようにこれからもしっかりと説明をしてまいりたいというふうに考えていることで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 梶田議員。

○2番（梶田道廣君） 町長のほうから事業者にも十分配慮するという部分の答弁がなかったように思うんですけど。

○議長（真柄克紀君） すいませんもう一度。

○2番（梶田道廣君） 事業者に任せるのではなくて町とも十分に協議して十分に配慮することも大切だと思いますが、町長はどういうふうに考えますかっていう質問したんですけども、この部分の答弁がなかったように思います。

○議長（真柄克紀君） 再度、その点について答弁を求めます。

高橋町長、追加の答弁です。

○町長（高橋貞光君） 事業者の合意形成が必要ということにつきましては、1問目の4点目の質問でお答えしているところでございますが繰り返します。これまでも事業者と十分協議しながら進めているところでございます。今後もそうしてまいります。

○議長（真柄克紀君） 梶田議員。

○2番（梶田道廣君） 再々質問をさせていただきます。

町長は今路線バスの無い地区を運行という話もされました。町民が同じサービスを受けられるようにという話もされました。しかしもしそうであるならば、患者バスの運行は北檜山区また瀬棚区では、今後も見直しと言いましたけど、当分の間は現状のままではないかというふうに思います。であればそれまでの間、同じサービスにはならないというふうに私は思います。町長は今、話の中でデマンドバスの運行することのメリットのような部分を話しておられましたけれども、患者バスを廃止することでデマンドバス利用者への料金の負担に関しては何も答弁されませんでした。当然、患者バスを廃止するのであれば、その分はデマンドバスでも無料にするべきと私は考えます。

町長は6月の定例議会で立起表明をされる中で今まで応援して下さった皆様への恩返し、また所信表明では、町民皆様の安心な暮らしを守る上で医療、福祉、介護の充実は最重要と述べてます。私も、町長の政策には期待し、また応援をしていきたいと思っていますけれども、今後、税収が減る中での経費削減を進めることは非常に大切なことだと私自身も思っておりますけれども、あくまで町民目線の上で進めていくべきことだと思っております。その意味で今回の件は、生活弱者であり、交通弱者である高齢者や障害者に対する患者バスの廃止計画、また代替としてのデマンドバスの送迎は町民目線とは思えず、また全町民が対象でない以上、一層慎重に検討していただく必要があると思います。私は患者バスを廃止するのが絶対反対だとは思っておりません。しかし町内全地区がデマンドバス化運行になるのであれば、せめてそれまでの間、患者バスは存続するべきであり、どうしてもそれが難しいというのであれば先ほどから何回も言いますように、デマンドバスを利用される方の料金は無料で運行するべきと。それこそが町民が同じサービスを受けられることではないのかと。大成区の人たちは全員デマンドバス、つまり全員有料であり、瀬棚区の海岸線も有料ですけれども、大里方面また小倉山方面は今後何年間も同じ病院に行くにしても無料という、どう考えても同じサービスとは言えません。やはり町民の暮らしを考えた時には、同じサービスをしていくことが町に求められる責任ではないかと思っておりますので、町長の再度の思いをお聞かせいただき、検討していただきたいと思っております。

よろしく申し上げます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 柘田議員のご意見よく伺いました。現在この患者バスが運行されている公共交通の空白地帯ってというのは、これ議員、病院にこだわっているようでありますが、これは他の地域に行く場合、札幌、函館あるいは江差に行く場合は、これは当然そこまでは自前で来なければなりません。そういったこの他の地域とのアクセスがしっかり可能だというのは、これは非常に生活していく上で大事であります。大成の場合はデマンドバスということで、通常の公共交通機関の料金よりも相当割安で他地域とのアクセスが可能になると、これは大幅に利便性が向上したということになります。そういったことをデマンドバス化によって可能になるということでもありますから、むしろこれは大成にとってもいいことというふうに受け止めていただきたいと思います。町はできるだけ早くこうしたデマンド化、当面は瀬棚、北檜山あるいは大成からの北檜山という今公共交通が運行している区間での検討を進めることにしておりますが、こういったことを進めながら町民の皆さんが安心して、そういった足の確保ができるようにということと考えております。しっかり前向きに進めてまいりたいというふうに思います。ただそうした中において、今まで走っていた患者バスが無くなるあるいは減るといような状況は当然出てきます。これは同じ町として公平性を保つという観点から、これはご理解をいただかなければならないと。その場合にしっかりと説明をさせていただきたい、理解をいただけるように説明をさせていただくということではないかというふうに思います。いずれにしても、持続可能な公共交通の維持というものが1番大事というふうに考えていることで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長、先ほど3問目の質問の柘田議員の質問で、要するに患者バスが廃止されるという形のところには当分の間、それはデマンドのほうも無料としなかったらなかなかその負担の部分で大変じゃないかという話がありました。その質問ありました。2回ありました。それについて無理なら無理とそういうことを含めて答弁してください。それと今言う最終的に今のお話からいった時には全部をデマンドバスで持っていくという考えで進むということなんですか。それもきちんと明確に説明してください。

○町長（高橋貞光君） デマンドバスが走ってる部分については、これは既に太櫓あるいは瀬棚で走っておりますので、これとの整合性を図りたい、公平性を確保したいというふうに考えております。今このデマンド化を進めようという部分につきましては、これは公共交通が運行してる路線、これはまず進めていきたいと。その後いわゆる空白地帯と言われている今患者バスが走ってる路線、これ以後の検討に入るといことになろうかと思えます。それまで全て無料にしてはどうかということにつきましては、これはなかなかそういう形にはならない、難しいということはお理解いただけるというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） それからもう1点、限られた期間で住民に対する説明責任についてどのようにするかということをお聞きされてますので、その辺についても再度答弁ください。

○町長（高橋貞光君） これも先ほど答弁させていただきましたが、これからしっかり理解いただけるような説明をしてまいりたいと思えます。

○議長（真柄克紀君） これで柘田議員の一般質問を終わります。

続いて8番、横山一康議員。

○8番（横山一康君） それでは質問させていただきます。

せたな町農業振興ビジョンの改訂に向けた取り組みについて町長のご所見をお伺いいたします。

平成25年3月にせたな町の農業、農村を創意と工夫により次世代に引き継ぐことを目的としたせたな町農業振興ビジョンが策定されております。この間、農業情勢は国が主導する生産調整の廃止やTPPや日欧EPAの発効など、このビジョンが予想したとおり激しい変化となっております。また昨年発生した新型コロナウイルス感染症は、いまだに収束の目処さえ立たず、経済活動が縮小し、農産物の消費の減少や価格の下落など農業にも影響が出始めております。このような先の見通せない中、来年はいよいよ農業振興ビジョンの目標年を迎えます。せたな町の農業の具体的な指針を示す農業振興ビジョンの改訂は、1次産業が基幹産業であるせたな町のまちづくりに極めて重要なものであると私は認識しております。次期計画に向けて今後どのように取り組んでいくのか以下の点について町長にお伺いいたします。

1番、ビジョンでは、持続可能な農業の推進、多様な担い手の確保など基本方向のもと、人づくり、土、農地づくりなど6つ柱が設定され、具体的な取り組みや施策が詳細に示されていますが、これらの取り組みについてどのように評価されるか。またその評価の方法と現時点での計画の達成度をお伺いしたいと思います。

2番、国は今年5月、農林水産業の持続可能な食料システムの構築に向け、緑の食料システム戦略を策定するなど時代は目まぐるしく変化し続けております。次期計画では、このような国の方針や国際情勢をより慎重に見極め、せたな町の農家の実態に合った計画立案が必要だと考えております。そのためには計画策定にあたって農協、農業共済、土地改良区、農業改良普及センター等の関係団体に加え、できるだけ多くの農業者がこの計画の策定に参加できる仕組みが必要だと考えますが、いかがお考えでしょうか。2点について町長のご所見をお伺いいたします。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは横山議員のご質問にお答えをさせていただきます。

現行農業振興ビジョンは、町内各農業者並びに関係機関自らが農業、農村を取り巻く情勢変化や課題に的確に対応、町内農業を振興させるために主体的に取り組むべき方向性を定めたものであります。平成24年度の1年をかけて議論を重ね、農業者、関係機関の総意として平成25年3月に策定され、10年間の中長期的目標として町内の農業施策の基本柱として活用されてきました。

さて1点目のビジョンの目標の評価方法と計画の達成度についてお答えをいたします。本計画は令和4年度末までが目標期間のため、現在も遂行中でありますので公式な評価はまだ出ておりませんが、例えば、せたな町農業担い手受入協議会が立ち上がり、官民連携により新規就農、担い手育成に向けて活動していることや、潮トマトやスナックエンドウのような振興作物の導入などが達成したものの一つとして挙げられます。次期農業振興ビジョンの新たな目標のためには、現行ビジョンの検証と課題の洗い出しは不可欠です。そのため来年度から始まる最初の策定検討会議の中で、委員みなさまの意見をいただきながら達成度を測り、洗い出された課題を次期ビジョンに活かしていく所存です。

次に2点目のご質問ですが、現行ビジョンでは農業者が構成する各生産部会や各機関の実務者に

よるワーキングチームを構成、現場の課題や意見を議論し、その意見をもとに各農業関係機関代表者で構成された策定委員会が意見集約して1年をかけてビジョンを策定しております。次期ビジョンにつきましては、前回の方法を踏襲しながらも、この秋季、冬季に開かれる各生産部会や各種会議など、またはアンケート等も活用しながら現ビジョンの未達成部分を含む課題や、新たな営農形態など事前にできるだけ多くの農業者からの意見を汲み上げ整理して、持続可能な農業に向け次年度の本格的な策定作業に生産者、関係者と共に臨んでいきたいと考えておりますことで、ご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 横山議員。

○8番（横山一康君） それでは再質問をさせていただきます。

私、令和4年度までこのビジョンの実施年度がありますので、いささか早い質問かというふうにも考えたんですが、やはりこの農業振興ビジョンというのは、せたな町の農業の中で最上位のビジョンですので、これはじっくりいろいろな方の意見を聞いて、この先10年しっかり作っていききたいと思っておりますので、少し時期は早いかと思うんですが余裕を持って質問させていただきました。それで先日、農務課にいろいろお伺いしまして、農家戸数ですとか、法人のことについて調べさせていただきました。これ見て農業振興ビジョン予想したとおりに農家戸数は減ってるというふうなことでした。少し参考までにお話ししますと2010年に361戸生産農家がありました。それが2020年、昨年では278戸と、この10年間で2割以上の農家が減少しております。これはこのビジョンが想定した予想とほぼ同じぐらいだったというふうなことです。このビジョンが作られて様々な施策が町で行われています。国もやってくれています。道もやってくれています。ただそれでも農家戸数の減少は歯止めがかかっていない。こういうような評価が私できると思うんです。同時に法人のことについても農務課に行って調べてきました。そうするとこれ同時期に2010年は8法人しかなかったのが、昨年2020年では18法人と倍以上の増加があります。さらに農業生産額はどうなっているんですかということでお尋ねしましたら、農業生産額これ2015年からのデータしかないんですが、2015年は43億6,000万円ほどの農業生産額せたな町で行われていましたが、2020年、昨年は45億6,000万円と2億ほど増加しております。生産額というのは、その年の出来高ですとか、価格によって多少影響されると思いますので、単純に2億円増えたというふうな評価はなかなかできないと思うんですが、一つ読み取れるのは、農家戸数が2割以上減少してもせたな町の農家は何とか生産額を維持している。もしかしたらこれは法人化が減ったところをカバーしているのかもしれないですし、もしかしたら家族経営でも、規模を拡大しながら一生懸命周りの辞められたところをカバーしているのかもしれない。私も、こういう仕事柄いろいろな農家のところに行ってお話を聞く機会があります。ただやはり高齢の農家のところに行くとなかなか腰が痛いとか、膝が痛いと言いながらも自分で工夫、機械化したり省力化する技術を取り入れたり、地域の皆さんに助けをもらったりということによって生産を維持している姿を何度も見ています。本当に皆さん今のところ、この10年間頑張ってせたな町の農業を守ってこられてるなというふうに思い、非常に頭の下がる思いでいっぱいです。ただ私は、次の10年間は、これまでの10年間とは全く質が変わってくるのではないかというふうに思っています。今はまだ昭和20年代に生まれた方たちというものが、現役で頑張っておられます。高橋町長もその世代ですし、私の同僚

の議員もそのような年代の方が大勢おられます。農家の方たちの顔を見ましても、やはり今60代後半から70代半ばぐらいまでの人達というのは、非常にパワフルで頑張っておられて、今のところ農家戸数が減っても生産額は落とさないという最低限のところを維持してくれてるんだなど、これは分析してないのでなかなか正確なことは言えないんですが、肌感覚でそういうようなことが読み取れます。ただ次の計画の10年間、これは先ほども申したように質が大分違ってくると思います。今、第一線で頑張っておられる20年代生まれの方たちが70代後半から80代に突入していきます。そしてさらに緊張感を持たなきゃいけないのは、その下の世代が実は層が薄いと。数も減ってきますし層が薄い、このことがありますので今後、今まで頑張っていたような個人の努力や頑張りでは、40数億円という生産を維持するのが大変困難になってくるのではないかということをお私は非常に危惧しております。このことをしっかり私たちは認識して次のビジョンを策定していかなければいけないと思います。そのために今必要なこと、これからビジョン策定まで1年半ぐらいの時間がありますが、今の現状を私、今、口でしゃべりましたが、農務課にはかなりの資料が揃ってますので、そういう資料をもう一度きちっと分析して、農協にもたくさんの資料がありますので、そういうものを分析して、そしてしっかりと多様な農業者の声を拾い上げる。そして計画を策定していくということが必要だと思います。先ほど町長は答弁の中で、たくさんの農業者の声を汲み上げると答弁されています。そして前回の策定の方法を踏襲していく、このようにおっしゃっております。私も前回少し関わらせていただいておりますので、そのやり方というのは非常にいいものだと思います。ワーキングチームを作って計画を策定していくというふうなことは、あまりこの町ではありませんでしたので、今回もしっかりとワーキングチームを作って計画を策定して行っていただきたいと思うんですが、そこで一つ伺っておきたいんですが、農業者の声を多く意見を汲み上げるといふふうにおっしゃってましたが、具体的にどのような形で汲み上げていくのか。そこをもう一度伺っておきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えをいたします。

振興計画につきましては、人口減少が予想したとおりの話をお話をされました。もちろんそういったことをしっかり認識をした上で、将来的な計画を作るというのは非常に大事なことでございます。これまでの10年につきましては、法人化や家族経営の規模拡大が進んで農家戸数の減少分をしっかりとカバーをしているという実態がうかがわれます。生産額や所得も向上したというお話がございましたが、これも町の政策としてこれまで取り組んできたチャレンジ事業の成果というものも相当あるんだろうというふうに思います。これからの10年につきましては、やはり農家戸数の減少というのは引き続き想像されるところでございます。そうしたことを踏まえた上で、次の戦略としては、これは議員言われましたように戦後世代、我々世代が中心であった。これからは、その後継者あるいは新しい担い手などが中心になってくるということは想像できますので、そうした中で中核農家をしっかりと育てていくということが大事であると思っております。前回の10年でも見えてきましたが、法人化あるいは家族経営の規模拡大というのがこれからも進んでくるというふうに思います。そのためにはスマート農業を駆使したり、あるいはそれを進めるための基盤の整備、そういったものを積極的に進めていかなければならないというふうに思っております。そうしたそ

の課題の洗い出し、そしてその改善の計画というものをしっかり出すということが、次期計画に求められるものというふうに思っております。そうした中で十分これから中心となる若い経営者の意見もお聞かせいただきながら、そして農協あるいは関係機関、そしてこの農協の生産者の部会、様々な声をしっかりいただきながら策定を進めてまいりたいというふうに思っているところでございます。時期ビジョンについての取り組みにつきましては、これ先ほどの答弁でも申し上げましたが、前回の方法を踏襲しながらも、この秋、この冬開かれる生産者部会、各種会議などの意見、あるいはまた今後、農家の皆さんにアンケート等も取りながら十分意見をちょうだいしてまいりたいと。その意見を計画に反映してまいりたいというふうに思っているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 町長、質問者から具体的にどういう形で農業者に声を聞いているのか、具体的に説明できないかっていう話なんですけど、後段で最後に答弁されたことがそういうことだというふうに理解してよろしいですか。

横山議員。

○8番（横山一康君） ただいま町長からどのように声を拾い上げていくのかというふうなことで、今年の秋冬から農協の生産部会ですとか、関係機関にしっかりと出向いてお話を聞いていく、またアンケートを実施していくというふうなことが出てきましたので、それをしっかりやっていただきたいと思います。私は、やはり町から外に出て実際の声を拾っていくという姿勢が、まちづくりには非常に大切だと思いますので、関係の職員の方いろいろ大変になってくるかとは思いますが、これから先10年間のことを計画していくということでもありますので、ぜひ担当の職員の方たち心して現場に出向いていろいろな意見を吸い上げて、実りある計画を策定していただきたいというふうに思います。そこで一つ提案なんですけど、話は少しそれるんですけど、今回、再生可能エネルギービジョンの策定が今後ありますよね。その時には大学の先生に何人か入っていただくというふうなことで、少し大局的に計画を見ていただく、そういう視点があるというふうなことをお聞きしております。この農業ビジョンに関しても、できれば地元の人たちの意見というのも非常にそこが1番核となる場所なんですけど、それを大局的に見て国の中、北海道の中でどういうふうな位置付けなのか。私たちだけではわからないところを、そのような有識者の方に見ていただくと、意見をいただくというふうな姿勢も非常にこのビジョンを作る上で大切になってくると思います。ですから今回ビジョンを策定する際には、そのような有識者の登用というふうなことも一つ考えて、いただければというふうなことで提案させていただきたいと思います。

最後になりますが、先ほども私申しましたが、この先の10年間は大変厳しい農業情勢が予想されています。そしてその荒波を乗り越えていくための羅針盤となるのが、今回策定される農業ビジョンであるというふうに思います。町長にこのビジョンを策定するにあたって、どのような意気込みで策定していくのか、最後にお聞きして質問を終わらせていただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） まず、この策定の関係なんですけど、これは令和4年に策定作業に入るといってお話をさせていただきました。しかし十分時間をかけてこのビジョンの計画の策定をしたいということを考えておまして、そのためには今年度からアンケート調査や、先ほど言いましたように部会あるいは生産者の意見を聞くということスタートしたいというふうに思っております。その

ためにこれから補正もお願いしなければならないなというふうに考えているところでございます。そうしたことで十分時間をかけて、しっかりした計画を作ってまいりたいと。その中では当然アンケートにつきましても、内容であるとか、その分析あるいはまとめといった部分については、これはぜひ専門家の識者のご意見もちょうだいしたいというふうに考えておりました、その準備も現在させていただいているところでございます。しっかり横山議員からいただいたご意見を参考にさせていただいて計画の策定に取り組むということにいたしたいというふうに思っております。

町長の考え方と言われましたので申し上げますが、この本町の農業につきましては、これは町の基幹産業であるという認識は議員と一緒にだというふうに思います。でこれまでもこのチャレンジ事業の中で、随分、経営基盤の強化が進みました。それに伴って生産額あるいは所得これは向上してきております。こうしたことをこれからもしっかり結果が出るような、後ろ向きの事業ではなくて、積極的に前に打って出るという事業の展開をしていただきたい。それでこの基幹産業は、これからもさらに稼げるこの産業をですね、この元気な産業、持続可能な産業ということに向かって、これからは私としてはしっかりしてまいりたいと、しっかり進めてまいりたいというふうに考えておりますことで、ご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） これでは横山議員の一般質問を終わります。

ただいまより15分まで休憩いたします。

休憩 午前11時03分

再開 午前11時15分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

引き続き一般質問を行います。

6番、道高勉議員。

○6番（道高 勉君） それでは一般質問をさせていただきます。

今年の冬、今冬におけるまちなかバス試験運行の取り組みについてでございます。昨年12月から2月までの冬季間、北檜山市街地に住む徒歩で買い物など移動困難な高齢者の皆さん方が待望しておりました市街地循環型のまちなかバス事業の試験運行が実施されました。雪道に不安を抱えていた多くの利用者から好評の声を私も伺っております。本年3月定例会で町長から事業評価として概ね目的は達成できたことや、今後は試験運行の分析、そして地域住民の声などを把握した上で協議、検討していきたいという答弁をいただいております。ウィズコロナ禍における交通弱者に対する冬場の外出機会の増進対策や、さらに試験運行の改善策など様々な観点から町民の意向、ニーズをさらに探るためにも今年の冬も継続したまちなかバス事業の試験的取り組みが必要ではないかと考えるところでございます。町長の見解をお伺いいたします。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 道高議員のご質問にお答えをいたします。

まちなかバス運行事業につきましては、本年3月の定例会においてもご質問をいただいたところですが、本試験運行の目的は、第2次新型コロナウイルス地方創生臨時交付金を活用し、町内交通

事業者の支援をはじめ、市街地への集客力の高揚、商店街での買い物などの促進などコロナ禍におけるまちの経済を活性化させるため実施いたしました。総合的な評価としては、計画どおりに町内交通事業者や経済活性化への支援ができたほか、事業を実施した3カ月間で48回運行、178人の方々にご利用いただきました。当初の目的を概ね達成できたものと評価しております。

現在、地域公共交通の取り組みにつきましては、せたな町地域公共交通網形成計画に基づき、各区の均一化を第一に考え、地域公共交通の持続的な維持を優先し、地域の実情に合わせながら段階的に取り組んでいるところでございます。地域公共交通網形成計画にもありますように、そうした整備の目処が立った段階で、まちなかを含む町全体の交通空白地帯についての対応を検討していきたいと考えておりますので、ご理解をいただきますようお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） ただいま町長の答弁で全体の交通体制について、公共交通等の関係も含めた中で、今後取り組んでいきたいということであります。私はコロナ禍に伴う交付金事業で、実施された今回のこれまで我が町の高齢化率に伴う、そしてまた市街地における高齢者、交通弱者と言う方々へのそういう配慮というものを、先ほどの質問の中でも患者バス、メイン通りでない地域の人方のためのもということでありましたけども、これまでは歴史的にはそういう配慮といえますか、政策的にはそれはとても有効だと思います。しかしながら今般におけるこういった状況、市外も市内も同じ状況に抱えて来ている現況にあるということであります。そこは町長も随分ご理解されている中で、大変その対応についてはこれからの課題として重点を置かれてるものかなと私はそういうふうに思いますけれども、私は今回のコロナの件についての事業とした交通事業者に対するそれがまず1番にあるんだと。支援が1番だと。2番目は、それに利用する方々の高齢者の人方の冬道の足の確保、買物だとかそういうのを探るのもあったということであります。先ほど言ったように、市街地の冬道は大変危険で80から90代、夏でありますと手押し車を押しながら、また杖を突きながらということでも買物もされてる方もおります。やっぱり冬道は足元が氷の関係で大変心配だと。滑って転んだ時には大けがをするおそれもある。そしてまたそういう方々も出てきて、ここ2、3年で随分そういう方が私は出てきてるのかなと、それだけ高齢化率が高まってきてるのかと。そういう市街地における状況は交通弱者に対する配慮というものが、これから大きなポイントではないかと私はそういう視点で見てるわけであります。その中で今回、冬に行った結果が2月までやりました。12月から1月、2月やって、先ほど町長言ったように利用者178人、これ実際に12月、1月というのは本当に運行方法、運行ダイヤが町民に合って利用できるような状況で運行されたのかと。それで特別委員会の中でもいろいろ議論もしながら運行方法を変えてはどうかということで2月に変えたわけです。2月15日から26日までの12日間ということであります。2月は運行方法を変えたことによって大変これは利便性が高まったということで、2月の利用者が81人ということが増えております。12月から最初からそのような運行ダイヤをやればよかったんでしようけれども、まだまだそういう面では改善する点があるのかなということで、その2月の中にお触れを回してこういうふうになりましたと言った時に、町民に対しての本当にそれでニーズが探ることができたのかと。まだまだこういうダイヤであれば利用できたなど。便利になったなど、ありがたいなということの町民の声もあるわけでございます。ですから私は本当に試験的に第1回目

やりましたけども、今年の冬もその運行方法を変えたタイヤでもう1回、町民の皆さん方の意向的にどうですかということのそういう声を、そしてまた利用者もおそらくこれ倍になる、増えると思うんです。だからそういった面で正確なデータと言いますか、そういうものをきちんと町民皆さん方に体験してもらい、利用してもらいというふうにするならそのぐらいの正確なデータで検討すべきだと私は思うわけでありまして。冬道における高齢者の外出機会、ウィズコロナ禍でやはりうちの中にずっと閉じこもって、まして冬でございます。冬の間は本当に買物も夏は1週間に2回だけでも1回に控える。そしてまたあちこち出かけるにしてみても控えると。そうすると高齢者特有のようするに介護予防、フレイル、虚弱、もう歩くことも無い、外にでる機会も減る。そういう意味から町全体の事、買い物ばかりではないです。だからこういう介護福祉、予防のことも考えた中でそういう冬における高齢者に対する、弱者に対するそういう交通のサービス機会をきちんと持っていくという事が必要じゃないかと思うんです。それで公共交通で協議するということになりまして、本当にせっかくいいことをやってくれたなと思うのに、見通しのない中で、そしたらこれまたいつ実現するんですかということで、私はデマンドっていうことは、やっぱりこれから必要なことだと私は思います。でも市街地全体、瀬棚区の市街地も大成区の市街地もそれぞれ事情があると思えますけども、やっぱり1番大きい市街地に住む高齢者に対するそういった交通移動手段のサービス、年から年中じゃなくて冬季間における間だけでもそういった配慮を空白地帯である市街地におけるそういった方々への対策というものが、今回のを切っ掛けに1回この道を開いたわけですから道を閉じるじゃなくて、さらに進化させると、それを実現してるんだというそういう見通しっていうものをもう一度町長に、町長の胸の内、腹の内をお伺いしたいと思えます。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

交通弱者への対応ということの必要性につきましては、私もいろいろと心配をしているところでございます。今回の試験運行で一定程度の需要があるということを確認することができました。議員は冬季間の対応ということのご質問でございましたが、こうしたことを考えるとまちなかバスの運行という部分についてどうすべきかということを検討する時期に来たと思っております。そこで梶田議員の質問でもお答えさせていただきましたが、公共交通のデマンド化ということで進めさせていただいているところでございます。その後、答弁の中でこうした空白地帯の改修に向けて検討するという事を申し上げました。この作業をできるだけ早くスムーズにさせていただきたいというふうに思っておりますが、こうしたまちなかバスの調整につきましては、当然そこで運行している交通事業者との関係も出てまいります。そうした調整も必要になってくると、いろいろな難しい部分が出てくるんだろうというふうに想像できますが、そうしたことも十分、協議をさせていただきながら、どうした運行が1番いいのかということも、これらについてもこれから公共交通のデマンド化が一定程度進んだ段階で、速やかに取り組んでまいりたいと思っておりますので、ご理解をいただきたいと思えます。

○議長（真柄克紀君） 町長、今の2番目の質問は、やはりまだデータ不足の点もあるんだからもう1年やってデータを集めるべきじゃないかということと、それとそれによって高齢者の活性化を図るべきじゃないかという質問ですので、その総合的な話だと今2番目の質問について明確に答弁し

ていただきたいと思います。

○町長（高橋貞光君） 議長からご指摘いただきましたが、これは試験運行するにいたしましても、どういった見通し、将来的なまちなかバスの形を、どういった形にするのかということもきっちりと検討してから、その試験運行をしなければならないというふうに思っています。その前提として当然事業者もおりますので、これはそうした理解もいただかなければならないと思っております。なかなか難しい問題というふうに認識しているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） なかなか難しい問題だということであります。町民が本当に冬大変だな、ようやくこういう冬道に優しい福祉的なことをやってくれたのかという、高齢者が足元が心配で本当にタクシーを使いながら、先ほどもありましたけどもタクシーで行き帰りのお金使って買物したりしております。ただそういった方々にとっても本当にこういうふうにしてあげればありがたいなという声で本当に血の通ったことの対応策を町長はやってくれたのかなというそういう期待と安心と喜びの声があったのは事実あります。それが目的が違ったのかなと。目的はそっちのほうですよ。ようするに交通事業者ですよ。町民が使うか使わないかは二の次だよということに聞こえるわけです。だから今の町長の答弁の中で分析した結果がこうだったと、分析はこうです。町民の声はこうです。そういう中で町長はこれは公共交通とかかわりなく、町長の施策として制度設計してやるべきだということ、先ほどそういう答弁はなかったんですけども、私はそういう町長の本当の腹の内、全体に対する交通弱者に対する、先ほど新しい課題として出てきたなど、時期に来てるんだと。もう時期は前から来てるわけです。そこはやっぱり後手後手じゃないかと思うわけです。やはり本当に高齢化率が高まって、本当にいろいろな生活支援、それから介護支援そういったトータル的にこの足の確保というものは、やはり最重要課題の一つになってくると、福祉施策ですよ。今までたくさんいろいろなことやってますけども、これはこれからの大きな課題の一つだと思います。ですから私は、町長これからは仏の心で町民に寄り添うということということです。だから私は本当にその有言実行でそういう声を聞いた中できちんと政策を掲げていくんだということについて思いというものを、見通しっていうものをきちんと町民にまたお話をさせていただければありがたいと思います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長、この試験運行の考え方について明確にお示しいただきたいと思っております。

○町長（高橋貞光君） それでは質問にお答えをいたします。

先ほども申し上げておりますようにこれはいろいろな調整が必要だということを前段申し上げました。やはり町内交通事業者やせたな町の地域公共交通活性化協議会などでのしっかりした協議が必要だと思っておりますし、また町内の貴重な移動手段である事業者、ハイヤー事業者もありますので、そうした協議、調整が非常に大事だというふうに思っております。そうした一連の作業をさせていただきながら、しっかりと将来に向けての制度設計をさせていただいて試験を重ねて実施というふうな状況になるんだと思っております。そういう道筋で取り組むということになります、現在先ほどから申し上げさせていただいているとおり地域公共交通としてのデマンドバスの運行を、

これもまず先行させていただきたいと。なかなか議員いつも言われている、あれもこれもということにはなっていないし、今、いろいろ考えながらしっかり期待に応えるように作業を急がせたいというふうに思っているところでございます。

○11番（菅原義幸君） 議事進行。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 答弁になってないんです。だって道高議員の一般質問は、今冬も継続したまちなかバス事業の試験的取り組みが必要ではないかと。これに答えなきゃ答弁じゃないんじゃないですか。はっきりしてませんよ。整理願います。

○議長（真柄克紀君） 先ほどから言っているように、この質問に対して今回はそういう形で実行しないということの町長の意思だと思っておりますが、それについての総合的な形での考え方を示せということだと思います。ただどっちにしても、この質問に対しては町長は現段階では取り組むのは無理だという形の答弁だと思います。

○6番（道高 勉君） 了解です。

○議長（真柄克紀君） 第2問目、道高議員。

○6番（道高 勉君） 第2問目です。休止している雅荘の再開の見通しについてでございます。

本年で2年6カ月近くにわたり休止状態にある雅荘の再開問題について、先般、町長5期目の所信表明で全力で取り組みますと町民に公約されました。本年10月1日から社会福祉法人雄心会が北檜山恵福会との合併により事業承継されて、雅荘事業については休止中のため早期再開を行うものとする旨の基本合意をされております。今日までに町は、北檜山恵福会との間で再開の可能性について協議をされてきておりましたが、今後は雄心会との間で早期再開に向けての相談、施策などの協議検討を一刻も早く私に行うべきでないかと思うわけでございます。そこで雄心会に対する町長の基本的な取り組み方針及び再開見通しについてお伺いします。また新たな介護人材確保対策や休止中の雅荘施設内の保管状況についてどのようになっているのかお伺いをしたいと思います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 道高議員の2つ目の質問にお答えをいたします。

まずこれまで議員各位にもお知らせしておりました社会福祉法人北檜山恵福会と社会福祉法人雄心会との間で交わされています合併にむけての基本合意の関係についてですが、予定されていた合併期日までの取り組みが若干遅れているようでございまして、両法人間での協議も進められておりますが、時期については現在のところ未定ということでございます。雅荘については、法人合併された後、準備が整い次第再開されるものと思っておりますが、町としても再開に向けて両法人ともこれまで以上に十分協議を行い、必要な支援についてももしっかり取り組みたいと考えております。

介護人材確保対策につきましては、町内の介護保険施設等に就職するIターン、Uターン、新規学卒者を対象に最大3年間の定住、家賃助成及び引越費用の一部を助成する引越費用助成事業を今年度から実施しております。現時点では対象者としてIターン1名でございますが、今後も引続き事業者や学校関係者等へ広く周知し、効果的な事業となるよう努めてまいります。

休止中の雅荘施設内の保管状況につきましては、施設ならびに備品等の所有者は北檜山恵福会で

ありまして、恵福会において適正に管理していると伺っております。

以上でございます。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） 答弁をいただきました。町長の今の答弁でありますと雄心会と恵福会との合併の合意はされているんですけども、実際にその通りには行ってないと、時期が遅れるということでもあります。これについて大変町民の皆さん方、そしてまた私たち議員も10月1日から予定どおりいくものだというふうに思ってたんですけども、その辺、情報提供と言いますか、そういう現況が今までにどうして町はその把握を、推移状況と言いますか、どのように把握したのかと。今この質問されて初めてその状況がこうですよっていうことについて、ちょっとやっぱり後手後手ではないですかと。まずそれをご指摘させてもらいたいと思います。これまでの経過、町がいつ時点でそういうことを知ったのか。それについてまずお答えしてください。

当然にこれはもう本当に2年6カ月ずっと休んで、本当に多くの町民の皆様方の関心事の一つであります。いつになったら再開できるのかな。本当に再開できるのかなという皆さんひしひしとそういう思いはみんな抱えております。そこで本当に町の体制としてこれから介護老人福祉施設等の経営安定化を図る対策推進をきちんと強化を図るんだということで、4月に特定政策推進室を設けたんです。この特定政策推進室これまでどのような協議状況、そしてまたこういった状況というものをどこまでは把握して、どのように対応しているのかということについて、これ全然、議会のいろいろなサイドにおいても全くないわけですよ。だからそこはちょっと町長、経過を町民にひとつこの機会ですから説明をしていただきたいというふうに思います。

町としても今、町長のほうからは必要な支援はしたいということでもあります。これについてもこれまでの恵福会の開設にあたっていろいろな支援をしてきました。雄心会が北斗市からこうやって我が町に来て本当にやっていただけると、この引き継ぐんだということについては、私どもも本当に待ち望んでるし、それをきちんと本体であるきたひやま荘の経営それからそれに付随する雅荘の再開という、本当にリスクを背負った中でのそういう経営、そしてまた運営とあるときに、町としての基本的な支援の体制というものをやはりあっちから言うんじゃなくて、町としても基本的なまず考え方、支援の在り方これまでの経緯を踏まえてですよ。そういったことをきちんと町長はリーダーシップとっていく必要もあるのかなと。またそれと合わせて町内におけるいろいろな介護施設等の課題もありますけども、そういったことを含めた中でのきちとした新たなそういった制度的な仕組みと言いますか、対応策と言いますか、そういったものもきちんと合わせた中で打ち出していくべきそういう時期に来てると言いますか、もう来すぎているんですけども、そういったものを町として示していかないと、再開がまた1年延びるとなった時に、これはどうなのかと。新たなまた問題も出てくる可能性もありますから、そこは町長の英断、決断そういったものは、リーダーシップを取っていただくということが、この問題の前進、推進に繋がるものというふうに思うわけでございます。その辺、今、雑駁にお話ししましたが、その辺、総合的に町長の考えをまたお伺いしたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 雅荘の再開の必要性につきましては、今般の町の核家族化が進んでる中で、

これからも安心してせたな町に住み続けたいという、そうしたこの高齢者の要望をしっかりと満たすためにも、何としても雅荘の再開をしなければならないということについては、これは道高議員と考えは同じでございます。そうした中で、今この両法人の間で協議がなされているところでございます。町もその都度その中身について聞かせていただいておりますが、いずれにしても雅荘につきましては、単独で採算が取れないという施設でございます。したがって町に対し一定程度の支援の要望がこれから来るものというふうに思っておりますが、こうしたいろいろな町との調整というのは、法人間でしっかりと協議をしていただいて、さらに今度、町と相談していただく、相談をすると、あるいはこの町に対して要望をするということになるというふうに思いますが、そうした段階で、またこれは議会にお諮りをして、それが可能だということで、はじめて契約ができるということになります。したがってまだそこまでの整理がされていないということになるわけでございます。それは精力的に協議を進めていただいて、議会にもお示しが、相談ができるような体制を早く作ってまいりたいというふうに考えております。今しばらくお待ちいただければ、この状況が見えてくるというふうに、そこまで来ているということで政策推進室のほうからは報告を受けております。

○議長（真柄克紀君） 町長、今2回目の質問は、なぜ合意の作業が進まないのか、その情報を持つてるかということ。そして2つ目は今の推進室の対応、現時点での。それと雄心会に対する町長の支援の基本的な考え方、この3つが質問されてるわけです。その点については、回答いただかないと困ります。

町長。

○町長（高橋貞光君） 遅れている状況につきましては、現在も協議がされているという状況であるということでございます。

○議長（真柄克紀君） だから何で作業が進まないかの原因はわからないってことですよ。

○町長（高橋貞光君） それは法人間で整備にあたる協議が少し遅れているというふうな報告をいただいているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 道高議員。

○6番（道高 勉君） 2回目で終わろうかなと思ったんですけども、確認です。結局、雄心会と恵福会の協議が遅れてるということ。基本合意を10月1日からやりますよと。確か5月からこの期間それはきちんと特定推進室でも情報を得てやってきているんだと。先ほどその原因の一つである雅荘の雄心会における協議と言いますか、それもきちんと方向性がまだっていう話をちょっとしたんですけども、恵福会と雄心会が基本合意して、そして今のきたひやま荘、それからデイサービスだとか、今の恵福会のやっている事業を全部そのまま受け継ぎ、引き継ぎ承継しますと。雅荘の問題については、引き続き早期の再開となってるわけですから合意書では。その後、いろいろ町との交渉またはいろいろな雄心会が今度再開に向けて検討するということだと思っんですけども、これ今それも事前に合併する前に町も入って方向性を決めるということのために協議が難航してると言いますか、そのとおり行ってないんだと、10月1日から合併して承継していくということになっているのか、それが要因になってるのかどうかってその辺ちょっとはつきりさせてください。それは私は違うんじゃないかなと思うんです。別個の話だと思っんですけども。もうちょっと特定推

進室のことがいろいろ情報はあるならば、そして遅れると、大きなあれですよ。10月1日からだって町民の皆さん理解しているわけだよ。それが、いやまだまだだって遅れていくんだってなった時の議会に対する、町民に対する報告をなぜしなかったのかということについて、それをきちんと説明責任を果たすべきだとこの機会に、そこを願いたいと思います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。先ほどから遅れているという話をさせていただいておりますが、これはこの両法人間での最終的な詰めが遅れているということ、これについては、9月に入ってからそういう状況であるということを確認しております。いずれにしても、こうした状況をできるだけ早く整理をして、法人間で合意をするようにということについては申し上げているところでございます。これからこの部分について整理が進むものというふうに期待をしているところであります。

○議長（真柄克紀君） 町長、今の町側の現時点での動きというものをきちんと説明していただきたいという質問だったと思うんです。要するにただまだ相手側の話が遅れてるというだけで、町が今どんなスタンスで臨んでるかということ、きちんと言明してくださいということですから、その点について現在の町のスタンスについて説明をお願いいたします。

○町長（高橋貞光君） 町の提案ではありますが、基本的には第1優先としては両法人での合意が、これは皆さんも知ってのとおり法人間での合併でありますから両法人間での協議、これが整わなければならないということでございます。そうした中で、町はこの中身についてしっかり聞いて、町が支援の必要があるとすれば、その部分についてまた議会にもお諮りをして最終的な合意ができるようにという、そういう手続をしてまいりたいと考えております。

○議長（真柄克紀君） 以上で道高勉議員の質問を終わります。

ただいまより1時まで昼食休憩といたします。

休憩 午後0時00分

再開 午後1時00分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開します。

引き続き一般質問を行います。

7番、大湯圓郷議員。

○7番（大湯圓郷君） ただいま議長より発言のお許しをいただきましたので、町長に1問だけ質問させていただきます。

パークゴルフ場の料金のことでございます。町外の方がプレーする料金が70歳以上、1日210円となっています。私はそれを町外の方、70歳以上の方は、高校生以上の料金と同じ1日620円としていただきたいと思います。町外の方はマイカーで来たり、また団体で来たりして金額の問題ではないと思います。そういう方々へなぜそこまで安くしなきゃならないのか。私はその理由を知りたいです。またプレー中の町民も何だか変だなあという町民もおります。そう

いう話を聞きますので、そういうふうな町外の70歳以上の方々には、高校生以上、69歳以下の方のプレーと同額の料金で進めていただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） 大湯議員のご質問にお答えいたします。

せたな町グリーンパークの使用料につきましては、過去に大湯議員のほか、榊田議員や橋本議員からもご質問をされております。最近では昨年年第4回議会定例会におきまして橋本議員からは無料とする考えは無いのかという質問もありました。町としましては、町民や町外の方が利用する施設はパークゴルフ場に限らず体育施設や集会施設など多数あることから、これら施設の使用料や利用状況など総合的に判断し、今後、検討していきたいと考えておりますことをご理解いただきます。

○議長（真柄克紀君） 大湯議員。

○7番（大湯圓郷君） ただいま町長より検討していきたいということでございますけれども、私の考えでは物足りないかもわかりませんが、せめて来年からそういうような条例改正をしていただいて、少しでも町民が、せたな町と町外の方が違うんだなというぐらいにさせていただければ、税金を町に納めている者が、税金を納めてない町外の者より高いというそういうバカな話があるというのはおかしいです。売上げからしてみても、パークゴルフ場の経費は大変なものでございます。その部分の町外の方の金額が上がったとしても、たいした数字は上がらないかもわかりませんが、町民は、町は変わったなというふうに感じとれると思うんです。ですから何とかして早めこういう問題を解決して、町民が明るく楽しく、あるいは安くプレーできる料金にさせていただきたいと思います。このパークゴルフ場は北海道1、2位を争う大きいすばらしいパークゴルフ場でございます。経費はかかっておりますけれども、このパークゴルフ場は私は無くなっては困るんです。健康のために造ったスポーツ施設、長く継続していただきたいので、町長の先ほど前向きな答えをいただきましたけど、少しでも早く町民が町長やったというような方向に持って行っていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えいたします。パークゴルフ場の利用料金につきましては、大湯議員のほうから、ただいま町外の方のプレー料金について上げるようにというご意見がございました。議員の考えはよくわかりました。パークゴルフ場の使用料につきましては、逆にこれまで無料化や値下げなどの質問がほかの議員からあったところでございます。様々なご意見がありますので公共施設全体の利用料を含めて総合的に判断しなければならない課題というふうに理解をしております。今後、検討させていただきたいということをご理解をいただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 大湯議員。

○7番（大湯圓郷君） ただいま町長の今後、前向きにとかという答弁でございますけれども、早急に来年の4月からでも5月からでもやっていただくようなことをしていただきたいと私は思います。そこでもう一度町長の答弁をお願いいたします。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） これから適正な料金ということに向けてしっかり検討させていただきます。

○議長（真柄克紀君） 町長、ある程度方向を示す時期等についても、今早急について話で質問されているので、その辺についての考え方と違ってあるんですか。时期的なものを含めて、どの辺までにそういう形で検討するとかっていう具体的な計画はあるんでしょうか。

○町長（高橋貞光君） 具体的にはございません。これから検討をするということになります。

○議長（真柄克紀君） これで大湯圓郷議員の質問を終わります。

続いて11番、菅原義幸議員。

○11番（菅原義幸君） 町長にお尋ねします。

認定こども園遊戯と大成保育園、瀬棚保育所のエアコン設置並びに地球温暖化対策推進法の当町の取組について伺います。地球温暖化による異常気象のもと、今年の夏の猛暑は町民生活に大きな影響をもたらしました。これを踏まえて次の3点について伺います。

①認定こども園遊戯室と大成保育園、瀬棚保育所のエアコン設置を求めます。

②その際の設置費見積額を伺います。

③2050年のカーボンニュートラル達成に向けた改正地球温暖化対策推進法に基づく努力義務として推奨される、地域脱炭素化促進区域の策定に関する町長の考え方を伺います。

以上でございます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 菅原議員の1つ目の質問にお答えします。

はじめに1点目のエアコン設置についてでございますが、認定こども園については、令和2年度予算において、新たに子育て支援室と1歳児から5歳児の保育室の計6箇所エアコンを設置し、遊戯室については、当時現場からも、保育室ほど室内温度が上がらないという状況もあり設置を見送った経緯がございます。今後は、大成保育園、瀬棚保育所だけでなく学童保育所や学校、病院へのエアコン設置について検討し、必要な施設については順次計画的に取り組んでまいりたいと考えておりますので、ご理解いただきます。

なお2点目の設置費見積額でございますが、認定こども園遊戯室については概算で約1,000万円、大成保育園は約1,500万円、瀬棚保育所は約1,600万円となります。

続いて3点目のご質問にお答えします。令和4年4月1日施行の改正地球温暖化対策推進法は、基本理念として2050年までの脱炭素社会の実現に向けて、国民、国、地方自治体などが密接に連携することが規定されています。そのうえで改正法では、市町村が地元住民などと協議して再生可能エネルギーによる発電施設を導入して脱炭素化を進める促進区域の設定に努めることや、再生可能エネルギーの導入目標を立てて公表するよう努力することなどが求められております。現在当町では、地域経済の活性化、新しい再生エネルギービジネスの創出、災害時のエネルギー供給の確保など、持続可能な地域再生エネルギー事業の推進を目的としたせたな町地域エネルギービジョンの策定業務に国庫補助事業を活用し取り組んでいるところでありますが、この事業の中で地域脱炭素化促進区域の設定を含めた市町村実行計画の策定に取り組むこととなりますのでご理解をいただきます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問をいたします。まず①、②かねてであります、労働安全衛生法

の基準では、室温を17度から28度と定めています。この基準は大人の労働環境だけでなく、園児の保育環境にとっても重要な基準です。保護者の話では、年長の園児はプールに入れるなど先生たちが気配りしていましたが、年少園児は無理なので家に戻ってきた時はぐったりしているという状況だそうであります。先生たちも年少の場合は判断能力がまだ育っていないので、室内の温度差に関係なく目いっぱい動き回ると言っております。現在、異常気象は常態化しており、沖縄よりも北海道の気温が高い日もあります。今ではエアコンはあって当たり前の時代であり、園児の安心、快適な環境を保つためにも新年度に向けて必要な予算を計上することを求めたいと思います。なお認定こども園の遊戯室は、大型扇風機5台で凌いでおりますが、部屋の使用頻度も高くコロナ感染防止対策上、エアロゾル拡散の危険性も危惧されますので多目的室と併せて設置を求めます。これが再質問です。ただ町長先ほど、その他の施設も含めて進めたいというふうにおっしゃっていただきましたから、その答弁の中に含まれているものと思います。で、概括十把一絡げの大ざっぱの答弁ではなくて、具体的に現時点でこういう構想であるということをお示しいただきたいと思います。特に私は認定こども園、保育園、保育所については、新年度予算にどこまで計上するかということについて注目をしておりますので、そこに焦点を合わせて再答弁を求めたいと思います。

③です。私としては、この法律が必ずしも万全であるとは考えていません。カーボンゼロのためには、脱原発と脱石炭火力が不可欠であります。国はこれらを推進する方針であり、政府の二酸化炭素排出量の削減目標も2030年までに2010年比で42%と国際基準よりも低い不十分な目標であります。しかも原発依存を続けCO2排出量の多い石炭火力発電所の新增設を進めようとしております。特に今大事なことは、再生可能エネルギーの多面的な方策の追求、自宅への太陽光発電設備設置、再エネ比率の高い新電力会社からの電力購入、地域全体の参加、一人一人が気候危機打開の主人公だとする啓蒙宣伝など、地方自治体としての地域ぐるみの行動が求められていると考える次第であります。今後さらにこの問題について議論を深めたいと考えますので、町長の答弁を求めます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それでは答弁をいたします。まず1点目でございますが、繰り返しになりますが議員のおっしゃる状況については、私たちもそのように感じているところでございます。新年度予算の関係でございますが、これはしっかり検討させていただいて、計画的に必要な施設に導入をするということをご理解をいただきたいというふうに思います。

それから2点目のカーボンニュートラルの関係でございますが、2050年の脱炭素社会の実現を目指すために、国の二酸化炭素を排出抑制対策事業補助金を活用し、再生エネルギーの導入が期待できる促進エリア設定等に向けたゾーニングの取り組みや、それに向けた調査検討及び地域住民等との合意形成を図る取り組みを行うということにしております。本事業を活用して作成した再エネ導入目標及び関連する事業の成果について、補助事業完了後2年以内に市町村実行計画を適切に反映させるということが要件になっているところでございましてそのように進めさせてまいります。いずれにしましても、この取り組みが新しい産業の創出ということも含めて取り組んでまいりたいというふうに考えているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは次の質問に移ります。障がい者に対する支援策について伺います。

①せたな町貝取澗公営温泉浴場及びせたな町公営温泉浴場並びに温泉ホテルきたひやま入浴利用料に関するせたな町高齢者及び身体障害者入浴料金助成規則について、対象者を身体障害者に限定せず障害者総合支援法第4条第1項に定められた全障害者に拡充することを求めます。できない場合には理由を伺います。

②特定非営利活動法人せたな共同作業所ふれんどは、近く障害者グループホーム整備事業に着手しますが、事業費総額は3,300万円に達します。現行のせたな町障害者福祉サービス事業所施設整備補助金交付要綱で、補助金は200万円が限度とされています。この際、補助金の限度額を撤廃し対象経費の3分の1にすることを求めます。できない場合は明確な理由をお示してください。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それでは2問目の質問にお答えいたします。

1点目のご質問につきましては、入浴料金の対象者を身体障害者に限定せず、障害者総合支援法第4条第1項に定められた全障害者に拡充すべきとのことですが、今後、対象者の範囲や想定される課題を身体障害者福祉協会など広く関係団体と意見交換させていただきながら、合意形成を図って進めてまいりたいと考えております。

2点目のご質問についてお答えいたします。先日の補正予算審議におきましても説明させていただいておりますが、今般のグループホーム整備に対しての補助金につきましては、現行の補助金交付要綱に基づき、上限額200万円の金額の範囲で支援をさせていただく考えに変わりはありません。現時点では、限度額の撤廃については考えておりませんのでご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 町長この2点目のできないという根拠を示していただきたいということでございますので、その点について答弁を願いたいと思っております。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 現在の補助金要綱について今のところを十分ということでございまして改正する考えはございません。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 議事進行について申し上げます。

これ町長そういう答弁ダメなんです。私最初から釘さしてあるんですよ。できない場合は、明確な理由をお示ししてくださいと。できませんっていうだけで理由示してないじゃありませんか。質問の眼目は、理由を伺いたいということなんです。議長整理をお願いします。

○議長（真柄克紀君） 私も同じように説明を求めていると思っておりますので、再度、現時点でそれができないという理由を説明していただきたいと思っております。

町長。

○町長（高橋貞光君） 現在のところ今の制度で十分というふうに考えております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問を行います。

①の部分であります。直ちに規則を変えるべきではありませんか。別に総合的な大げさな検討何も必要ないでしょうよ。私は即刻やるべきだという立場から質問してるわけですから、それをいろいろ今後検討するという一般的な言葉で対応することは現に慎んでほしいと思います。理由を申し上げておきます。元来、障害者は健常者と差別されていたんです。ずっと長いことそういう状態が放置されてきました。特にそれが改善されたのは戦後に入ってからでありまして、そこには様々な名称の障害者に対する支援法が形成されてきました。それでこれまでは障害者には3障害あると言われてたんです。ご承知のように身体障害者、知的障害者、精神障害者であります。障害者が健常者と差別されているだけじゃなくて、障害者自身が3障害によって差別されていた。二重の差別がありまして、これはダメだよと、ここを何とかしなきゃいかんという理論が広く起きてきて、例えば自立支援法でありますとか、現在は質問通告しておりますように、障害者総合支援法ということになっておりまして、全障害を同じように扱うというふうに運動が発展してきてるんです。少し横道に逸れますが、私は精神障害者の家族会運動に平成9年から約4分の1世紀にわたって参加しておりますが、精神障害者の支援も他の障害者から見て30年遅れていると、かつては言われていたんです。それがいろいろな運動の中でようやく障害者全般に対する均衡な全体的、一体的な差別のない法律がようやくでき上がったというのが現状なんです。町長まずそのことをあなたは認識しておりますか。私は決定的にまずいと思うのは、入浴料の補助金をなぜ身体障害者と他の障害者を区別しなきゃならないのかということなんです。区別ってという言葉はやわらかいんですが、扱いは差別なんです。よくないですよこれは。絶対間違ってますから。しかも町の条例で身体障害者だけは補助の対象にするけども、それ以外の障害者はダメだよっていう話なんです。あなたどういう問題起きてるか知ってますか。あなたの答弁不明確だから私出さざるを得ませんが、ふれんどの入所者が15人、今まではずっと割引対象になっていたのに、あるときホテルのフロントからダメだよ。身体障害者1級か2級の手帳でなければダメだよ、窓口で断られたんですよ。この話を町長聞いてますか、報告を受けてますか。どうですか、受けてるか受けてないかだけ教えてください。このあとの質問の展開に関わってきますから、知ってますか。返事がないということは知らなかったというふうに思いますが。大変なトラブルになったんです。今までずっと入ってきたのに、なぜかある日、突然ダメとなったと。これにはいろいろ経過があるんです。その経過は今日この問題と直接関係ありませんから省略いたしますが、身体障害者1級、2級の対象者以外はダメよというフロントの扱いは正しいですよ実は。なぜならば町の規則に書いてあるのは、そういうことなんです。ふれんどの入所者というのは、いわゆる療育手帳対象の知的障害者、精神障害者も入っているようですが、療育手帳が通常の手帳になる。療育手帳じゃダメだよ、身体障害者の手帳でなければダメだよ。いやいや今まで入ってたんだと。いやそんなことありませんと。これになっちゃったわけですよ。その時には、町のある幹部の方が中に入られて、とりあえずその日は収めました。収めた内容については私は報告を受けておりますけれども、あえて一般質問、この場では申し上げません。しかしそういう措置をとること自体がこの規則の矛盾点を見事に象徴した措置なんです。それで町長、身体障害者だけに助成を限定するという根拠は何ですか。私はそこを伺いたいんです。できな

い場合は何でできないんだと。直ちに改善すべきです。この規則っていうのは、あなたが鉛筆振って全障害にするんだって一言書けばそれで全て解決するんですから。そこを今後総合的に検討して、非常に大きな案件なんだみたいな答弁なさるということは、障害者に対する福祉という点から見て大変消極的な態度だと。ある意味では、障害者の差別を固定化するという点で大変間違った態度だと言わざるを得ないわけです。予算上の問題も私はないと思いますよ。1人1回210円なんですから消費税含めて。10人入って2,100円、100人入れたって2万1,000円です。あなた今商品券1人1万円、コロナ対策のために7,700万円の財調切り崩して皆さんに配付したいんだという提案を議会にできてますでしょ。1万円というと50回分です。だから金がないとか何とかって言う話には、私はならないと思うんです。問題はあなたが支援法に基づいて障害者の差別を止めると、今までの規則が間違っていたんだと今ここで答弁すれば全部解決するじゃないですか。私はそのことを強く迫りたいと思います。

議長に重ねて申し上げますが、それがダメだと、できないんだっていうなら明快な根拠、理由を説明するまで私はこれは下がるわけにはいきませんから、議長に申し上げておきたいと思います。

次に②の問題です。これも明快な理由が示されないんです。ですから私のほうから言わざるを得ないんですが、13日の補正予算の質疑の時にあなたはこう言ってるんです。3つくらい理由言ってるんです補助金200万円しか出さないという理由を。一つは個別案件によって考え方を考えるということは、なかなか町としてなりません。だから200万円が限度額だから変えられないんだっていう、この答弁が一つ。それから2つ目は町の財政状況を十分勘案した中で決定をするということなんだと。国の事業を申請していたがダメになった。その代わりに町が支援するということは町の判断にはないんだと。このようなことを2つ目に言ってる。それからまだあるんです。3つ目なんですが、これが1番重要な内容です。法人側としては、今の財政内容で十分いけるということで今年度ぜひやりたいんだということであつたのでそれを了承したんだと。こういう答弁になっているんです。今の質問について明確な理由をお示しく下さいと。こう言っても示すことができませんでしたでしょ最初の答弁で。だから13日の質疑の中のあなたの答弁について再質問でお尋ねしておきますが、この時も言いましたが、個別案件によって考え方を考えるということになかなかならないんだから、だから200万という限度額を切って、削除して3分の1の助成をするというふうにすればいいじゃないですか。そうすると個別案件によって1回1回検討するんじゃなくて、全対象事業の3分の1ということになるわけですから、これは反論をしておきます。それから2つ目の町の財政状況を十分勘案して決定すると。要するにお金がないから200万なんだっていう話なんでしょわかりやすく言えば。そうであるならば1億3,600万の財調を取崩して、国からまだ交付金が来ていないのに町の自主財源使って経済対策、7,700万の商品券のバラ撒きをやると、これとの整合性どうなりますか。何も説明になってないでしょ。町の財政の状況というのは、どう認識しているんですか。3,000万の3分の1というと1,100万です。要するにあと900万追加してあげればいだけなんです。それで財政が壊れちゃうんですか。そう言いながら1億3,600万の財調の取崩しはやるんですか。ここを明確に教えてくださいよ。3つ目、今の財政内容で法人側は十分いけるということで今年やりたいんだと。それで了承したって言ってますけど、これはやっぱりこういう答弁しちゃダメですよ。NPO法人側に3,300万の自主財源あるわけな

いじゃないですか、営利団体じゃないんですから。しかも確かに留保財源700万ほどあるとは言っても、それからあとの残額は10年間で返済しなくちゃいかんというんですよ。私は今、町内の業者、NPO法人じゃないですよ。非営利法人じゃなくて、町内の事業者、簡単に3,300万の設備投資をやるという業者どれくらいいるかということです。それを自主財源十分あるって言って、今年やるからいいんだって200万でオーケーですよ。これは町長、絶対そういう態度をとっちゃダメです。これ3点目の問題です。私が言いたいのは、障がい者グループホームの設置計画というのは元来、地方行政の仕事なんです。要するにあなたの仕事なんです。たまたまふれんどという組織があって、自主的に今回3,300万のグループホームを造るということになったにすぎないのであって、本来の町の仕事なんです。総合計画や障害者福祉計画にきちんと載ってるじゃありませんか。だから自分本来の、正確に言いますと、せたま町本来の仕事を町責任で進めてください。法人側は今年なぜやるかということについて13日にも指摘しましたが、今年、国の補助金を充てこんで計画をして、障害者の父兄にも来年オープンしますよと。それから光の里のほうにも来年オープンしますよという前提で進んだんです。ところが補助金が結果として来なかったと。じゃ町長が言うように来年やればいいじゃないかということになるかっていうことが問題なんです。来年絶対になるという保証がこれまた無いっていうんです。そうでしょ間違いなく補助金もらえるって言った今年がペケだったんですから。そうしますとどういう問題が起きるか。ふれんどとして父兄や光の里との約束を守れるかっていう問題が出てくるわけです。それをふれんどの役員会で深刻に真剣に議論したっていうんです。社会的使命を果たそうということで苦渋の決断をしたってというのが本当の経過なんです。あなたがおっしゃるように自主財源十分あるから今年やるんだと。そういう底の浅い話ではないんです。そこに思いを致すとすれば、これまた要綱というのは議会の議決要らない問題ですから、あなたの鉛筆のさじ加減一つでどうにでもなるっていうか、自由に変えられる要綱なんですから。これを限度額200万というその部分だけを撤廃すれば1,100万の補助金出すことは可能じゃないですか。それは不可能だという理由をあなた示してないんです。13日の質問と重なりますから、以上で再質問を終わります。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） ただいま菅原議員のほうから、あなたあなたっていうあなたへの質問であったというふうに思っております。改めて私に対する質問をお願いします。

○11番（菅原義幸君） 意味が理解できません。

○町長（高橋貞光君） 私はあなたではございません。

○議長（真柄克紀君） あなたということじゃなくて町長として質問を受けるということですか。それはそういう本人の要望でございますから、町長という形できちっと質問するということ。それは議会としても理解します。ただ先ほどの答弁は、じゃあなたという形だから答弁できないってことですか、2問目質問は。町長に対してということですか。

暫時休憩します。

休憩 午後1時44分

再開 午後2時00分

○議長（真柄克紀君） それでは休憩を解き会議を再開いたします。

議長としてのただいまの行為について見解を述べさせていただきます。あなたを公的な辞書で調べますと、二人称の代名詞であり、漢字では貴方と書きます。二人称とは話し手に対して聞き手を示すもので、これは、このあなたという言葉は自分と同等か、目下の者に対して失礼なく使える敬語の一つでもあり、またかしくまった印象を与える場合もございます。いずれにしても、そういう形の中でこれはあなたというのは、きちんと相手に対して敬意の念を話すという形で、辞書では表現されております。またなおかつ今までの議事録等でもやはりあなたという形の中で答弁してる経緯もございます。ただ今後に向けて答弁者のほうが町長という形で呼ばれることを求めるということであれば、それはそれとして今後考えて行って、その使い方については個々が考えていただくもんだと。ただあなたという言葉の中でこれを答弁しないということにはならないと思いますので、町長2問目の答弁をお願いしたいと思います。

○町長（高橋貞光君） それではあなたという件について若干お話をさせていただきます。

○議長（真柄克紀君） 町長、まず質問に対して答弁していただくということで。

○町長（高橋貞光君） （発言撤回）

○11番（菅原義幸君） 議事進行。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 今の発言は取消しを求めます。議長裁定と真っ向から反する発言でありますから、改めて強く取消しを求めたいと思います。それで議長判断がつかないということであるならば、議運を開き、全員協議会を開いて議会側の見解を明確にさせていただくように求めたいと思います。これは忽せにできない問題です。

○議長（真柄克紀君） 私は先ほども言ったように、議長見解としてきちんと敬意を示した形の言葉だというふうに明言してございますので、それをまた議運を開いて統一しなきゃなんという理由ありますか。これは議長見解。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 議会が反対してるんでない、町長があなたの見解に反する発言したんです。相手を見下す言葉だと。

○議長（真柄克紀君） だからそれを取り消してくださいって。

○11番（菅原義幸君） それでいいんですか。

○議長（真柄克紀君） よくないですよ。

○11番（菅原義幸君） あなたは尊敬する言葉だって言ってるし、町長は見下す言葉だから止めてくれと、整理してくださいって言ってるんです。

○議長（真柄克紀君） 先ほどから言ってますとおり、議長見解としては、あなたとはそういう言葉でございますので、町長がそれでも見下している発言だということであれば、これは問題になりますが町長が今の発言を取消してもらえば何ら問題はないと思います。

○町長（高橋貞光君） 議長の話は承りました。ただ私としては、そういうお願いをしたいというふうに申し上げただけでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） そういう決着はダメです。決着になりませんから。議会運営の根幹に関わる問題ですから先例にさせてはならないんですよ。議長は議長の見解言う、町長は町長の見解言う、何も解決になってないんです。だから議運を開いて、その上で協議会を開催してあなたという言葉が相手を落とす言葉であって、これを使っちゃならんというんならそういうふうにするばいいし、違うよということであるならば、これまでもずっと使ってきてるんですから。これまでどおり整理していただきたい。そこを整理ください。

○議長（真柄克紀君） 整理しましょ今後のために。議運の開催を要求いたします。

議運の委員長よろしくお願いします。

暫時休憩します。

休憩 午後2時05分

再開 午後2時55分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開します。

第7回議会運営委員会の結果につきまして報告を求めます。

大湯議会運営委員会委員長。

○7番（大湯圓郷君） 先ほど開催の第7回議会運営委員会で協議決定した内容について報告いたします。

議会内でのあなた発言につきまして、議長見解は決して相手を見下すものではなく、あくまでも二人称の代名詞であると示され、なおかつ今後、各議員個々の考えに委ねるというものでありました。議運としても、議長の見解を支持することといたしました。また議会における秩序の保持、議長裁量権による議事進行については、町側にも従っていただき議事運営について協力を願うもので、当委員会においては町長に対し先ほどの発言の撤回を求めるものでございます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 大湯委員長のお話をお聞きいたしました。あなたという言葉については、丁寧語というふうにとのことです。私の認識の違いということだというふうに思います。したがって、これまでの発言を撤回させていただきます。

○議長（真柄克紀君） それでは引き続き一般質問を行います。

菅原議員の2問目の質問の再答弁をお願いいたします。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君） それではあなたの2回目の質問にお答えをさせていただきます。運用上の問題につきましては、障害者の方がストレスなくご利用いただくために、例えば各障害者の同伴の取り扱いでありますとか、精神障害者手帳や療育手帳あるいは指定難病医療受給者等の及び施設への提示の配慮など、関係団体との意見交換を通じ合意形成が必要と考えております。したがって準備ができた段階で改正をさせていただきます。

それからグループホームの関係であります。障がい者グループホーム共同生活援助ですが、共同生活を営む住居であり、シェアハウスやアパート型のものなどサービスの形態は様々です。また収益について、利用者の障害支援区分によって違いがありますが、サービス給付費と合わせ家賃、光熱費、食材費などの利用料金収入が見込まれます。今般のグループホーム整備は約2,500万円ほどの借入れを予定されていますが、グループホームの運営だけでなく、就労支援事業、相談支援事業など総合的な障害福祉サービス事業を展開されており、法人として計画性のある収益拡大と安定した事業運営を目指した投資というふうに向いました。このような積極的な運営に手腕を発揮していただきたいというふうに思っているところでございます。町としては、これまでの制度に沿って支援してまいります。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 1つ目の質問については再々質問を行います今ね。その前に2つの質問について理由をお示しくだけさいって私言ってるんです。要するに3分の1を補助すると、限度額を撤廃するという考え方がないっていう答弁ですから、なぜできないのか。撤廃したら何か障害が起きるのか、そこのところを求めているんです。これ答弁させてください。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長、質問もそういう趣旨だったと思いますので再度答弁願います。高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほども申し上げましたようにこの施設整備につきましては、収益事業の柱となるものだというふうに向っております。これ法人の運営費で十分事業の中で返済をしていけるというお話も承りました。このタイミングで、この事業を実施したいということのようでありますので、これについては、そのとおりに尊重してまいりたいというふうに向っております。したがって、この制度の改正する理由はないというふうに感じていたところでございます。

○議長（真柄克紀君） 今の質問ではその収益が上がる事業を展開する以上、今の補助の体制でいいんだという考えだということですか。

○町長（高橋貞光君） はい。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 一般質問のしようがないんです。私が聞いているのは200万の限度額を取っ払って、3分の1の助成に交付要綱を変えたらまずいんですかって、何か障害が起きるんですかって聞いているんですよ。変えることができない理由はなんですかかって聞いているんです。まずそこを答弁させてください。その上で再々質問やりますから。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 先ほどからお話させていただいているとおり、今回のグループホームの建設については、これは経営者側が経営判断をして取り組むということでございますので、それは自力でやりたいということですから、それはそういうことだというふうに向っております。そうした中にありまして、町としては、現要綱に沿って支援してまいりたいということでございますので、別に今すぐ要綱を改正するという必要はございません。

○11番（菅原義幸君） 議長整理してください。再々質問に入れませんよ。

○議長（真柄克紀君） 町はできない理由じゃなくてやらないということという答弁でしょ。

○町長（高橋貞光君） はい。

○議長（真柄克紀君） できない理由ということでなくてやらないという答弁で、それ以外の答弁は無いってことでしょ。だから質問者に申し上げますが、町としてはできないということじゃなくて、これに関してはそれ以上の支援はしないということですから、その理由については説明しないと。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 議事進行。質問してることに對して拒否するっていうことなんですか。理由も聞いてるんですよ私は。通告書2つとも理由を聞かせてくれって言ってるんです。3分の1の限度額を削除できない理由があるんであれば明確にしてもらって、その理由に對して再々質問をやるという質問の組み立てなんですから、ただダメだっというだけじゃ議論になりません。そこをさせてください。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） ですから今回のグループホームの建設にあたって、この法人側との話合いがございました。その中で、国の補助事業が採択になりませんでした。これは法人としては、ぜひ収益事業ということもありまして、やらせていただきたいということでございます。それで町としては、今の現行の要綱の中で支援させていただくということになりますが、いいですかということについては、それでよろしいですということでございますので、この改正する必要はありませんということでご答弁差し上げているところでございます。

○議長（真柄克紀君） 町長、先ほどから繋がってますからそれはわかりましたけども、それを手を着けない理由というのがあえてあるのかということ、もしその3分の1という形の中でこれから全ての展開する事業についてそういう形で対処していくということはいかが考えるのかという質問ですから、それについて答弁してください。

○町長（高橋貞光君） そういうことですか。

○議長（真柄克紀君） そうだよ。

○町長（高橋貞光君） それについては、今すぐに必要という状況ではございませんということは、答弁させていただいておりますが、今後そういう状況が必要であるということがあれば検討することになるというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） どうもこちらが質問していることに、きちんと真正面から誠意を持って答えてないんです。必要性のある、なしの判断を聞いてるんじゃないんです。限度額を取り払うと支障が起きるんですかって聞いてるんです。3,300万の事業に對して3分の1補助というふうにするれば、1,100万までできるんです。それをあえて200万の限度額だと要綱で決めなければいけない理由はなんだと、根拠があるんですかと。その枠を取っ払ったら町行政上もしくは財政上に重大な支障が起きるんですかということ聞いてるんですよ。これで4回目ぐらいになりますよ。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 3回目の質問ですか。

○議長（真柄克紀君） これまだ2回目の議事整理の段階で、今言うところの3分の1にどうしてできないのかという根拠を含めてきちんと話をしてくださいということです。

○町長（高橋貞光君） 先ほどからお話しているとおり、その理由は、まだその必要性を感じられないということでございます。

○議長（真柄克紀君） 町長、今、全体としてそういう事ではなくて、こういう事業に対して今の要綱の中での限度額3分の1っていう形で具体的な金額じゃなくて3分の1という形で引上げるということに関して何か問題があるのかと、なんでできないのかというその2つだけの話なんです。

○町長（高橋貞光君） ですから何でできないのかということについては、何回もお話をしているとおり、そうした必要が無いということでございます。今後につきましては、いろいろこれからの福祉政策を進めるにあたって、必要ということになればそれは見直しがなされるというふうに考えております。

暫時休憩します。

休憩 午後3時10分

再開 午後3時11分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開します。

町長。

○町長（高橋貞光君） 制度改正につきましてはその必要があるかどうか、もしあるとしても、それではどの程度の支援が適正なのかどうかと、いろいろ考えて制度設計をさせていただいております。今回の事案につきましては、今現行の制度を持っております。その制度の中で今も今までも運用をしているところでございますが、そうした今回の事案につきましても、これは法人の代表の方ともよく話をさせていただきまして、これでいいということでもありますので差し当たって制度改正の必要は無いということでご理解いただきたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長、もうこれで最後にしたいと思いますが、要するに町長の今のこの福祉政策について、こういう場合の事案やこれからのいろいろな事案について、どういう形で臨むんだということの姿勢だと思いますので、その辺含めてきちんと、まだ必要でないからできないということではなくて、大局に立ってきちんとそういうこれからの方向性について再度説明願いたいと思います。こういう事案の場合のきちんとした福祉政策についての基本的な持って行き方をどうするかということの質問だと思いますので。

○町長（高橋貞光君） まずはこの種の制度設計をする前に、もちろん政策的な部分もありますが、そうした要望がどの程度あるのかという調査もしなければなりません。そして制度によって事業推進したあとの効果をどの程度期待するのかという様々なことを整理をして制度設計をするということになります。この辺についても議員の考え方と私は随分開きがあるんだというふうに思いますが、それぞれそれは考え方でありますから、それはそれについてどうこうということは申し上げません。ただ町としては、そのような形で持続してできる安定的な制度設計というものを考えていく必要があるということについてご理解をいただきたいというふうに思います。したがって今回事案

については、まだそういう状況には至ってないということでご理解いただきたいと思います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再々質問に入る前に議長に申し上げておきます。質問通告書の②この3分の1補助金限度額撤廃の問題については回答してないんです。つまり撤回できない根拠、理由を明確にしてくれと。理由を伺いますということをお尋ねしてるんですが、とうとうこれまでの答弁の中では理由が明示されていないんです。理由というのは、取っ払ったらなぜダメなのか、できない根拠は何なのか説明されていないんです。だからこの件に関する再々質問については留保します。留保するということは、あとでさせてもらう機会をぜひ作っていただきたいと思います。これはあえて言うならば本定例会中ということになろうかと思えます。

次に①について再々質問しておきます。これは町長の答弁に問題があります。手続き論はあとでもいいでしょう。しかしまず助成対象を全障害者にするという規則に変えることが前提なんです。すぐ変えてください。その上で障害者の1級、2級を示す手帳、実務的な証明の在り方については、いろいろ検討しなきゃならんでしょう。身体障害者の場合は身体障害者手帳、精神障害者の場合は精神保健福祉手帳、知的障害者の場合は療育手帳、そのほかにも障害の中身は支援法で規定されますから、私は6つほどあるかと思ってますが。そういうことに対する証明の方法については、いろいろ検討されて結構だと思います。まず第一的な条件としては、障害者総合支援法第4条に基づく全ての障害者を公平に差別なく補助対象にするというふうに規則を変えるということを求めたいと思います。それはあなたの権限だからこの議会終わったら今晚中にでも今日中にでも変えれば可能なわけです。そこを明確に答弁していただきたいと思います。議長、そこが質問の中心点ですから規則をまず速やかに直ちに変わるかどうか、この1点絞って答弁をさせてください。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 議員の考え方として、先に改正してあとから理由付けをすればいいじゃないかということでございました。しかし町としましては、障害者支援を第4条第1項に定められた全障害者ということでございますが、この中には、やはり著しく不自由な生活を強いられる方もおりますし、健常者とあまり変わらない日常生活を送られている方もおります。そうした状況を考えて1、2級の方を今対象として助成をさせていただいているところでございますが、この中に確かに知的障害、精神障害、難病患者もございまして、そうしたことを十分整理をさせていただいて、必要な方に支援が届くようにということをよく考えて改正をさせていただくということで、先ほどから答弁を差し上げているところでございます。決して全員が対象ということにはちょっと無理があるのかなど。本当に軽い障害者もおりますので、無理があるのかなという感じはしております。いずれにしましても全体を通して検討させていただきたいというふうに考えております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 3回目の質問じゃないですよ。質問に答えてないんですよ。もう1回言いますか。障害者総合支援法第4条1項に基づく全障害者を対象にしろと言ってるんです。この法から外れる軽度の障害者これまで言ってないんです。法律で言うところの障害者、これを公平に差別せず対象にしたらいけないじゃないかっていうことなんです。何でそこを先ほどのような答弁になるんですか。

それからもう一つは、理由付けはあとでもいいと私が質問したように言いましたが、理由付のことなんか何も言ってませんよ。人の質問を作り変えないでください。私が言ってるのは、まず規則を変えなさいと、法律どおりやりますよということの規則を変えなさいと。あとそれを証明する手帳類、証明書類についてはいろいろあるでしょうから、そこは担当と協議するならしてもいいけれども、法律どおりやるっていう大前提をまず決めてしまったらどうかって言っているんです。だから質問に噛み合った答弁していただきませんか、これ一般質問成り立たないんです。ですから議長もう一遍町長にそこを正確に踏まえた答弁させてください。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 私はそういうふうに答弁を求めているつもりですが、重ねて町長に答弁を求めます。要するに平等に障害者の方々に公平な形で優しい思いやりのある政策を展開したらどうかということだと思いますので、その辺についての町長の見解並びにその事務的な作業についてはいろいろあると思いますが、その答弁を求めます。

○町長（高橋貞光君） 議員と考え方が多少違って申し訳ないなというふうには思っております。先に改正をしてあとからいろいろなことを整理するということについては、町としてはなかなかそういう形にはなりませんので、これはご理解をいただきたいというふうに思います。いずれにしても公正に町の支援が必要な方に届くように、これから検討してまいりたいというふうに考えております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 答弁きちんとしてくださいって言ってるんです。町としてはなかなかありませんというなら、ならないんだったら理由を伺いますよって言ってるんですよ。なぜ法律どおり全ての障害者を対等に扱ったらまずいのか、重大な障害があるのか、できない場合は理由を伺いますと。私の質問通告書に明確に文言にしてるんです。いつ回答するんですか。法律どおりやったら重大な支障が起きるといふ答弁ができないならできないと、法律どおりやりますでいいんです。法律どおり支援できないっていうなら理由を聞かせてくれって言ってるんですから。障害者を差別するなって言ってるんですよ私。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 少し冷静になってよくお話を聞いていただきたいというふうに思いますが、決して改正をしないということではございません。改正に向けて整理をさせていただくということでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 答弁になってないんです。それならばあなたいつ改正するんだっていうことを答弁しなきゃいけないんです。改正に向けて検討する。じゃいつ改正するんですか。今日中ですか、明日ですか、年度内ですか、来年ですか、そこを明確にしないで一般論で曖昧にするというのは絶対やっちゃいけないことなんです。その場合に、今直ちに改正するっていうことに対して、できるのであれば根拠を示せと言ってるんですよ。法律どおりやらないで町長としての仕事を務めますかあなた。何のために何時間も何日も何カ月も検討しなきゃいけないんですか。私の質問もう1回言いますよ。対象者を身体障害者に限定せず、障害者総合支援法第4条第1項に定め

られた全障害者に拡充することを求めているんだから、はいわかりました。そうしますでいいでしょ。何の支障があるんですか。そこをもう1回明確に教えてください。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） これも先ほどから答弁させていただいております。議員のお気に召すような答弁になっていないということなんだろうというふうに思いますが、町としましては、運用上の課題につきましては障害者の方がストレスなくご利用いただくためですね、精神障害者手帳や療育手帳あるいは指定難病医療受給者等の温浴施設への提示の配慮など、関係団体と意見交換をしながら合意形成をしたいと。したがって準備ができた段階で改正をしたいということで、先ほど答弁しているところでございます。いつからいつまでということについては、これは準備ができた段階ということになります。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） まず3つ目の質問に入る前に町長に指摘しておきますから、私は直ちに規則を変えるべきだと言ってるのに、とうとう最後でそこをはっきりさせなかったんです。そういう答弁は理事者としては誠に不誠実だと、そういうことをこととするようであれば、あなたの見識を疑わざるを得ないということを申し上げておきます。検討するというのであれば、速やかに時間をかけないで結論を出すように申し上げておきます。

3つ目の質問に移ります。サケ定置被害救済及びサクラマス回復支援など漁業振興策についてお尋ねいたします。

質問に入る前に一言報告しておきます。今年のサケ漁は順調に推移をしております、近いうちに1億円を突破する勢いがあります。このことを報告しておきます。

①令和2年のサケ定置被害に際して町長は、なぜ保険に入らなかったのか、網を上げなかったのが悪いなどと漁業者の自己責任を理由に1円の支援も行わず漁業者を失望させました。今年も代表者会議で共済加入を決めましたが、掛け金は7定置、7ヶ統420万円です。全額補助を求めます。

②せたな町の豊かな海と川を取り戻す会が誕生して10年になりますが、脱ダム、スリット化や河川清掃等の運動が実を結び、サクラマスの回復や河口環境の改善など、その成果が目に見えるようになりました。その一方でニジマス養殖試験による河川でのサクラマス稚魚被害発生を心配する声が出ていますので、生簀からの逃げ出し防止に万全を期すことを求めます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 町長。

○町長（高橋貞光君） それではお答えをいたします。

1点目、サケ定置の共済加入についてであります。令和元年12月定例会の一般質問での答弁と重複しますが、被災されたこの間、着業者については自己防衛という観点から身網を沈めるなどのリスク回避を行うとともに、令和3年からはサケの中期群の漁獲に備え施設共済へ加入する運びとなったことと伺っております。この施設共済については、農業、商工業などの他産業においても、この様な支援は行っておりません。漁業についても同様の対応と考えることでご理解をいただきたいと思っております。

2点目でございます。議員ご指摘のとおり取り戻す会が発足されて今年でちょうど10年と伺い

ました。これまでの関係者の皆様の献身的な河川清掃などの活動に対し敬意を表する次第でございます。さてサクラマス資源を増大させる為には、遡上環境や産卵条件などを確保する必要があることに加え、議員がご心配されている害敵への対策も求められております。

今年度から久遠漁港内で実施するトラウトサーモン海面養殖試験事業については、産業管理外来種に指定されているニジマスが養殖され、水産分野における産業管理外来種の管理指針の考え方として、当該養殖施設から産業管理外来種が逸出しないようにするとされていることから、町と致しましても各関係機関と連携を密にし、ひやま漁協並びに大成養殖部会に対し逸出防止に万全を期するよう指導してまいりますといことで、ご理解願います。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） まず1点目であります。支援はゼロとこういうことですね。私そのとおり関係者に報告しますから。これはあなたが町長選挙挨拶回りの中で共済に対する支援やるよという発言したことは、定置部会の代表者会議で報告されてるんです。その方の名前は言いません。どうい状況であなたが発言したかということについても今日は言いません。そういう町長の発言を前提にして部会を開いて皆で入ろうやと、その場合、全額補助してもらおうよということを決めた経過があるんです。その会議に私も出てますから。町長言ったの本当ですかって私も何回か確かめたんですが、わざわざ来て町も応援するからということを明快に発言したんだってということが前提になって、そういう会議が開かれてるんです。そのことについて事実関係きっちり求めることとなりますので、今日の答弁は撤回しないでくださいよ。まず一つ。

それであなたのそういう言葉を信じて、それから議会でも私は被害の補助がゼロであるならば、せめて共済加入この支援金やったらいいじゃないかという提案してるんです。会議録見せますか。過去の議会の会議の中で言ってるんです。そういうことを前提にして、組合員は本来不利だし、非常に欠け損になる共済ではあるけれどもじゃ入ろうかと。1ヶ統あたり、1定置あたり60万円ですから合計420万になるんです。これは払込みが終わりました。その結果どうなったかっていうと、部会の金も底を突いているんです。幾ら残ってるか聞きましたら6、7万くらいだっというんだよね。あなたが言うとおりに共済に入って部会の金、底を突いてるんです。そんなの自己責任じゃないかということなんでしょうけれども、この部会のお金は何に使っているか。サケのふ化事業等に使ってます。それから先ほど申し上げましたせたな町の豊かな川と海を取り戻す会の活動資金にもなってます。要するに増養殖事業の重要な財源になっておるけれども、それを町長が言うように共済の掛金に回したわけです。あと6、7万で底を突いてしまうんです。私は、農協の方も出していないから漁業もダメだと、驚きましたよ。いずれにしてもあなたの先ほど来のやりとりだと、絶対あなた答弁変えないでしょうから、押し問答するつもりはありませんが間違ってますからそういう対応は。1次産業を本当に大事にして漁業振興をやるとするならば支援してやったらどうですか。今年1億行くんですよ。町の税金に跳ね返るんです。2年前に絶望したけれども頑張っって勇気奮い起こして体制組みなおしてやっています。そこのところを評価し激励できないんですか。商品券1万をばら撒くだけが激励の全てじゃないでしょうよ。私は抗議を込めてあなたに考え方を改めるように、これは再質問でその点だけは答弁させてください。あと再々質問やりません。

それからニジマスの問題なんですけども、町長の答弁で私はいいと思いますが、ただ一言は言っ

ておきたいのは、やっぱりニジマスは外来種なんです間違いなく。1877年にカリフォルニアから輸入して、道内に住みついて自然状態で定着した外来種であるということは間違いありません。特にニジマスは河川に定着しやすい性質ありという学説がございまして、その場合にせたな町の場合で言いますと、せっかく脱ダムの取り組みの中でサクラマスが遡上するようになってきた段階で、河川でふ化し稚魚になったサクラマスが遡上したニジマスに食べられちゃうんじゃないかと、こういう心配ありますよっていうことを漁業者が心配してるわけです。これはもともとだと思います。ですから、そういう生の声が出ておって、今回も改めて議会で言ってくださいよと、町が全額持って久遠港で試験が始まるとなれば、何かの時に生け簀から出るということも絶対あり得ないわけではないから、それが河川に遡上して被害が出たら大変なことになるので、議会で強く要求しておいてくださいということなので改めて申し上げる次第であります。

以上で再質問終わります。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。今年の水揚げにつきましては、先ほど質問の中でおっしゃっていましたが、今日現在、前年対比で8,750万プラスとなっております大変好調な水揚げが続いております。そうした中で今回、生産施設の災害保険ということでございまして、これはこうした生産施設の災害保険につきましては、事業者が継続して事業を行うための基本的な経費というふうに私たち受け止めております。特に災害の危険性の高い漁業、海の仕事ですと、これはなおさら加入をしておかなければならないものというふうに思っております。このことで安心して仕事に取り組むことができるということになりますので、このような考えが今後とも今年ばかりでなくて、定着するというのを期待をしたいというふうに思います。幸い大変水揚げも好調ということでございまして、十分この経費は、この水揚げの中で出せるというふうに数字の面から見ることができるわけがございまして、こうした好ましい状況がこれからも続くということを期待しております。したがって、そういったことでは、ほかの産業につきましても、このような施設共済についての支援は行っておりませんので、これはご理解いただきたいというふうに思います。ただ約束しなかったかという話がございました。その点につきましては、選挙前にこういうこと、これ電話でございました。こうしたことをぜひお願いできないかという電話がございまして、私の答弁としては、今コロナ対策で事業者支援でいろいろ考えてまいりたいと。そうした中で、その部分で利用していただければ、ある程度の支援ということに繋がるものということは申し上げてきたところでございます。それ以外のものについては申し上げておりません。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 4番目の質問に入ります。これも4問目の質問に入る前に共済掛金の問題を言っておきますよ。この答弁要りませんが、電話での話じゃないんですよ。あなたがさる方のところに行って挨拶した時にお願したら、わかりましたって言う返事をもらったと、そういう報告を部会にして、それを前提に、じゃ皆で入ろうやということになったんです。それはここで言っても仕方ありませんから、そのことだけ言っておきます。くれぐれも自分が発信した言葉に、あとで戻るような態度を取らないように厳しく申し上げておきます。

では4点目の質問に入ります。8月からの特別養護老人ホーム等の入所者に対する補足給付制度

の改定に伴う否定的な影響への対策と雅荘再開に係わる諸問題についてお尋ねします。

①特別養護老人ホームなどに入所する低所得者の食費、居住費を減額する補足給付金制度が8月から改定され、憂慮すべき事例が発生しています。せたな町内のある施設では、食費が月額で21,300円の負担増になるなど4人の入所者に影響がでているそうです。支援策を検討すべきではありませんか。

②合併新法人による雅荘再開に関するその後の進捗状況と見通しを伺います。またいわゆる介護スタッフの引き抜きや介護サービス事業者に対する支援に格差等の問題が発生しないように全力を尽くすことを求めます。

以上で質問通告に基づく質問を終わっておきます。

②につきましては、先ほどの道高議員の質問に対する答弁が出ておりますから、それと関連させて少しつけ加えてお尋ねしたいと思います。10月1日からの合併はそのまま実施されず、あとにずれるっていう答弁でしたよね。それで合併手続きに関して支障が起きた場合には、10月1日の合併後にずれることがありますという契約になっているのは事実なんです。ですから町側には、どのような事情で10月1日の合併スタートが、あとにずれるようになったのか理由の報告を求めたいと思います。それからその情報をつかんだのは9月に入ってからだというでしたが、9月のいつですか。1日ですか、先週の金曜日ですか、具体的に答弁願います。

3つ目ですが、9月議会は9月13日から始まっているんです。その前にも総務厚生常任委員会があります。常任委員会や議会この重要な事実を今日の一般質問で尋ねる以前に、なぜ報告できなかったのか、しなかったのか。この件についてもお尋ねしておきたいと思います。

それから介護スタッフの引き抜きの問題ですが、新しい町外企業が進出するとこういう問題が起きるんです。江差の事例なども私ども聞いておりますが、引き抜きという表現が適切かどうかは別ですが、限られたスタッフの奪い合いといいますか、誘致合戦が始まると。これで混乱してしまうと大変ですから目配りしておいてください。

もう一つは、先ほどの町長の答弁ですと雅荘再開した場合に赤字は間違いないから、これ行政として支援するという事なんです。その場合に、きちんとした基準を作って雄心会あるいは雅荘に特化した支援ということにはならないようにしていただきたいと思います。多かれ少なかれどの介護サービス事業の経営者も似たような問題抱えていますから、そこに公平公正な支援策になるようにしっかり政策を打ってほしいというふうに思います。その場合、過去の議会で申しあげましたように介護事業持続化基金、これは仮称でありますけれども、こうしたものをきちんと作ってそこに民間の介護サービス事業者も参加させながら、公平妥当な運用になるという構想を私はいよいよ具体化し手を着けるべき段階に来たなと思っておりますけれども併せてご答弁願います。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 4時まで休憩いたします。

休憩 午後3時49分
再開 午後4時00分

○議長（真柄克紀君） 休憩を解き会議を再開いたします。

菅原議員の質問に対する答弁を求めます。

町長。

○町長（高橋貞光君） それでは1点目のご質問にお答えいたします。

食費及び居住費の負担限度額については、本年7月までの利用者負担段階が3段階に区分されておりましたが、今回の改定により8月から3段階目が更に2つに細分化されております。このことに伴い認定要件である年金収入金額及び所得合計金額、預貯金資産残高等の上限額、また食費の第2段階から第3段階までの負担限度額が見直されております。本制度改正は、在宅で暮らす方との食費、居住費に係る公平性や負担能力に応じた負担を図ることを目的としております。このことから一定額以上の収入や預貯金などをお持ちの方の食費の負担額が見直されたところであります。したがって、これに対する支援策を実施する考えはありませんのでご理解をいただきたいと思っております。

2点目でございますが、これは先ほど道高議員への答弁で申し上げたとおりでございますが、そのほかにご質問がございました点についてお答えをさせていただきます。まずこの延びると、少し合併期日が遅れるということにつきましては、これは議員おっしゃるように基本合意の中で延長することができるというふうになっておりますが、実は9月中旬にこの報告がございました。速やかに議会に報告できなかったということについては、改めてお詫びを申し上げなければならないというふうに思っております。申し訳ありませんでした。そういうことで少し遅れている状況にありますが、協議のほうは、しっかりと詰めが行われている進行形という状況でございます。それとこの雅荘の支援ということについて全体を考えた基金も必要でないかというふうなご意見でございました。雅荘の支援につきましては、これはこれまでも立ち上げの時、あるいは閉める時についても平常時、制度改正が行われて経営が厳しくなったという時点でも、これは個別案件として恵福会への支援をしてきた経過がございます。今回も同様の扱いとしたいというふうに思っております。ご質問の全体を考えた基金についてですが、それはそのような状況が出てきたというときには、当然そういったことも、しっかり検討してまいらなければならないと思っております。

また介護スタッフにつきましてですが、ご指摘のようなことが無いよう状況を十分注視してまいりますとともに、介護サービス事業者に対する支援に格差等の問題が生じないように、これまで同様、町としての役割を果たしてまいりたいと考えておりますことをご理解をいただきたいと思っております。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 答弁漏れがありますね。合併が延びた理由の問題についてです。先ほど申し上げましたように、基本合意書の第2条では、合併に必要な手続きを行うことが困難な場合においては甲との協定によってこれを延長することができるというふうになってます。その理由は何ですか聞いてるんです。これは答弁漏れになってますから再質問に入る前に補充を求めます。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 失礼しました。理由につきましては、細部の詰めにもう少し時間がかかるということでございます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 再質問を行います。

まず第1点ですが、基本的な認識がまず違いますね。支援はしないと、あなた得意の答弁ですけども、今回問題なのは、低所得者ほど値上げのしわ寄せが強くなってるということなんです。これよく勉強してみてください。ランク、区分、低所得者ほど値上げの影響大きいんです。だから深刻なんです。そういうことをよく分析して対応していただきたいと思います。今のは収入増になることによる食費の増のほうなんです、そのほかに資産増というのもありまして、資産増というのは、今までこれだけの資産を持ってても補助しますよということだったのが、同じ資産であっても打ち切られてしまうという改悪も同時にされてるんです。そうした中身をよく首長として掌握しておいていただきたいと思います。特に私が申し上げますのは、9年来のいわゆる安倍、菅政権の下での高齢者に対する国の改悪と言っていいのか、改定と言っていいのか、すごいんですよ。例えば、高齢者医療費保険料の値上げ、介護保険料のアップ、それから75歳以上の高齢者の一定金額以上の方の医療費の2倍化です。高齢化社会に逆行する問題がどんどん出てきてる。今度の場合もあなた言ってるように条件の良い人を切ったんじゃないんです。条件の悪い人の分をカットしてるから大変だなと。介護難民が起きないのかなと。退所してる人もいるっていうんですから金払えなくて、これは全国の例ですけども。ということについてよく認識をし研究をしていただきたいという問題提起をしておきます。

本来の雅荘再開の問題なんです、町長これ大変ですよ。今9月27日でしょ。私は今朝の今朝まで10月1日合併で肅々と雅荘再開になるものと思ってました。だから質問通告したんです。展開違うんじゃないですか。あなたはかつてこういうこと言ったんです。雅荘再開の秘策があると、秘策とはなんだって言ったら、相手あることだから言えませんが、何のことはないあとで聞いたら雄心会と恵福会の合併問題だと、経過聞いてますと10月1日合意の合併をするという協定ができあがって調印も終わったと、それ以外のメニューに雅荘再開のメニューも入っていると。合併も継続して行う事業としては以下のとおりとするという中に、雅荘の問題も入ってるわけですからね。大変明るいんだと、結構だ結構だということあなた町長選挙に臨んだわけです。町長選挙にも、公約っていうんですか、いかにも再開が実現できるかのような慎重に読めば逃げも打ってますけれども、そういう文言もあると。終わった途端こういうことですか。それで私が一つ言っておきたいのは、合併に必要な手続きを行うことが困難な場合においては、延長することができる。この理由は何ですか聞いてるんです。曖昧なんです先ほどの説明ですと。もっとはっきり聞いておきますが、実務手続き上の理由で合併できないんですか。実務手続き上の問題で困難な理由があるんですたら、どういう実務上の問題点があって10月1日合併困難なのか、明確に説明してください。それともそれ以外の理由いろいろあるでしょうよ、人事の問題あるかもしれませんし、人事の問題は全員が雄心会のほうで理事持つって言うからそういうことはないと思うんですけれども、あとは財政上の財源上のやりとりだとかいろいろ考えますけれども、何が原因なんです、何が理由なんですかと。これははっきり説明をしていただかなきゃなりません。多分それは当事者同士の話なので、そこまで聞いておりませんという答弁かなと思うんです。それじゃダメなんです。きちりそこを把握して10月1日合併に至らなかった具体的な理由を究明して、きちんと調査して議会に報告してください。なぜそれを言うかという、雅荘再開の問題なんですよ根本的には。今、恵福会と雄

心会の合併の日にちがあとにずれますと。町長の口からは、いつになったら合併できるという明確な答弁がない。11月なのか、12月なのか。来年の2月なのか3月なのか、そこは不透明なんです。そうするとどういう問題が起きるか。雅荘再開の問題にダイレクトに影響してきますから、雅荘の再開も合併してからの話になりますでしょう。スタートして事業展開どうするかという話になってくるわけです。町長、来年4月1日のオープンに間に合うんですか。スタッフを集めなきゃないんですよ。一言言っておきますが、今私は議長と月が変わりましたら振興局長に会ってくるという手はずを議会事務局通じて詰めてますから、今まで何回か言っただけでもコロナで会えないからと言って日程セットにならなかったんです。けどもこの9月30日で緊急事態宣言も蔓延防止も共に10月1日からはならないようですから、振興局長もいつまでも会わないわけにいかないでしょう。私も経過全部言ってきますから振興局長に。その上で今後の補助金返還の見通しについてしっかり伺ってきたいと思います。その上で改めて問題にしたいと思いますが、そういう事態にならないよという明快な見通しがあるんであればしっかり答えてください。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。まず最初の制度改正による食費が上がると、負担が増えるということについてであります。これ私今見ているのは、厚生労働省からいただいているものでございますが、議員は、低所得者のほうに負担が増えるということでご質問あったと思いますが、これによりますと所得の多い方のほうの負担が上がると、それ以外は今までどおりということでございます。という内容でございます。それからこの何が原因で遅れているのかということでご質問がございました。これにつきましては、そこまで承知をしていないというのが正直なところでございますから、議員おっしゃるように改めて聞いて整理をして議会に報告をさせていただきたいというふうに思っているところでございます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 今日、議長苦勞されてるようですから従います。

町長ね、値上げ問題については町長の認識間違ってますから、これはここでやっても細部の問題になりますから、あとで個別にやりましょう。認識間違ってますよ。これは答えは要りません。

それで②のほうの雅荘再開の問題なんですが見通しどうなるんですか。そこをきちんとしてもらわないと、私が一貫して問題にしてるのは2つなんです。立派な施設があるのに入りたいという人がいるのに入れない、この状態を放置しておいていいのかと、これが一つなんです。再開ずっとできないと補助金返還の問題起きると。これ1億5,000万円ですよ。これ行政として放置しておいていいんですかと。この2つなんです。だから再開できるかできないか。できるとすればいつなのかという問題は、この問題の中心的な眼目なんです。そこを明確に答弁できなきゃあなた選挙で掲げた公約っていうのはどうなるんですか。4年前の選挙公約で、国民宿舎あわび山荘改築に向けた努力をするみたいなことを公約にして、区民の皆さん再開してもらえんのだらうと思ったら、これは公約していない証拠ですって100人超える集会の場で、私は公約してない証拠にそういうものを出したことあるんです。だから私も今回の公約見てて、あわび山荘の公約と同じような

使い方をされる危険性があるなど、非常に強い警戒心を持っています。2回にわたって有権者、町民の期待を裏切るような行政行為をなさらないように厳しく申し上げておきたいと思うんです。しっかり答弁をお願いします。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） お答えをいたします。

雅荘の再開につきましては、これまでもお話をしているとおり、それを前提に今協議がまさになされているところでございます。早く両法人の合意がしっかりできて、そうした再開に向けた行動、活動ですね、これを急いでできるように、これからも町として取り組んでまいりたいというふうに思います。ということでいいですね。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 議長のほうから言う前に言っておきます。見通しはどうなってますかって聞いてるんです。努力するなんていうのは当たり前じゃないですか。見通しどうなんだと、間に合うのかと聞いてるんですよ新年度に。そこをきっちり答えてください。

○議長（真柄克紀君） それでは町長に重ねて申し上げます。見通しとそれから補助金についてのきちんとした現時点の考え方を示してください。

高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 基本合意書にもありますとおり、この再開については、現在、休止中ということでもありますし、当然この第3条の1番下3項ですか、早期の再開を行うということで合意をしているところでございます。したがって、その早期に向けてまさに今協議がなされているという状況でございます。

○11番（菅原義幸君） 答弁になってません。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） そんなのこの協定書見れば分かるんです。私、別に協定書の中身を朗読してくださいって質問してるんじゃないんです。見通しをせたな町としてどう思っているか。どういう展開になるのかと。確たる答弁を求めているんです。何回、同じことをしゃべらせるんですか。これは質問の回数じゃなくて議事進行上の発言ですから、しっかり前を向いて誠実に噛み合った答弁をしてください。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） まだ見通しについて示せる段階ではございません。したがって見通しがついた段階では速やかに議会に報告するというので、そのための協議を今しっかりやっていたらいい。両法人間での協議はしっかりやっていたらいいというところでございます。

○議長（真柄克紀君） 今の答弁のとおり、まだ目処が立たないということでございます。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） それでは今日最後の質問です。

町長選挙ポスター掲示場に張り出したポスターへの妨害行為の詳細と町及び選挙管理委員会の対応について、これは町長並びに選挙管理委員長にお尋ねをいたします。

①町長選挙ポスター掲示場に張り出したポスターに妨害行為があったという情報を9月1日に

入手しましたが、事の詳細を伺います。

②これは選挙運動に対する悪質な妨害であり、法治社会において断じて許されない行為です。町及び選挙管理委員会の認識と対処内容について伺います。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） まず1点目のご質問からお答えさせていただきます。

町は、選挙管理委員会事務局より9月1日、午前8時30分に町長選挙候補者ポスター数枚が心ない人により黒いペンキによる損傷が確認され、現在、選挙管理委員会で町内の全ポスター掲示場を確認中で、併せてせたな警察署にこの状況を通報している旨の第1報を受けました。その後、大成区内の掲示場5箇所では損傷が確認され、せたな警察署での現場確認も完了し、せたな警察署の指示により損傷したポスター5枚の内1枚は紛失しておりましたが、残りの4枚と掲示板5枚を選挙管理委員会で保管している旨の報告を受けております。

2点目のご質問にお答えします。

町としては、このような悪質な行為は選挙を冒涇するものであり、断じて許されない行為であるという認識は議員と同じであります。

今後の対応でございますが、公職選挙法違反として警察が捜査していることや、選挙については、選挙管理委員会の所管であることから適切な対応をお願いしたところでございます。

○議長（真柄克紀君） 選挙管理委員会大坪委員長。

○選挙管理委員長（大坪観誠君） 菅原議員の1点目のご質問にお答えします。

高橋貞光選挙事務所より9月1日、午前7時20分頃に大成区で町長選挙候補者ポスター数枚が、黒いペンキを塗られているとの電話連絡を選挙管理委員会事務局書記長が受けました。その後、大成区の事務局書記と情報を共有し、事実確認を行ったところ数箇所ではペンキによるポスター損傷の連絡を受けていることが確認され、明らかに選挙妨害で公職選挙法に抵触すると判断し、せたな警察署に通報したところ既に高橋貞光選挙事務所より通報済みでありました。その後、町内の全ポスター掲示場の確認を行った結果、大成区内の掲示板5箇所では損傷が確認され、ポスター5枚の内1枚については既に紛失しておりましたが、ポスターが損傷して被害を受けた掲示場所について、せたな警察署と情報を共有し、直ちに5箇所について、せたな警察署による現場確認が行われました。このことについては、午前9時開催の選挙管理委員会で現状について事務局書記長より報告を受け、今後の対応について協議した結果、掲示板については被害がないことから、選挙管理委員会としてせたな警察署には被害届を提出しないことを決定したところでございます。なお、せたな警察署の現場確認後、指示により損傷したポスター5枚の内1枚は紛失しておりましたが、残りの4枚と掲示板5枚を選挙管理委員会で、現在保管しているところでございます。

2点目のご質問にお答えします。選挙管理委員会としては、このような悪質な行為は断じて許されないという認識であります。今後の対応でございますが、今回の事件は公職選挙法第225条違反、いわゆる選挙の自由妨害罪にあたりまして、その取り締まりは、せたな警察署であり現在捜査中であると伺っておりますことから、その指示に従い適切に対応したいと考えているところであります。また、このような事件を単に落書やいたずらなどと簡単に考え誤解している人がいる懸念もありませんことから、選挙管理委員会としては公職選挙法第225条違反は、4年以下の懲役もしくは

禁錮または100万円以下の罰金という重い罰であることなどを周知して、二度とこのような悪質な選挙妨害が行われないよう選挙について正しく啓蒙する必要があると考えております。

以上、ご質問にお答えさせていただきました。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 公職選挙法違反だという明快な報告がありました。公選法の第1条では、この法律の目的を少し省略して申し上げますが、その選挙が選挙人の自由に表明する意思によって、公明かつ適正に行われることを確保し、もって民主政治の健全な発達を期することを目的とする。この法律に違反した重大事犯だということなんです。選挙管理委員長がおっしゃってますように、これは選挙の自由妨害でありまして公選法225条2項のほうではこう書いてあります。交通もしくは集会の便を妨げ、演説を妨害し、又は文書図画を毀棄し、その他偽計詐術等不正の方法によって選挙の妨害をしたとき、おっしゃってるように4年以下の懲役又は禁錮、100万円以下の罰金というふうになってるわけです。これ相当な重い罪ですよ。軽いものではないですよ。私、選挙管理委員長が誠意を持って答弁していただいたことについては敬意を表します。そのことと選挙管理委員会の議論についての判断はまた別であります。選挙管理委員会の議論の中身はこういうことなんです。簡単に言いますと、掲示板本体の損傷はしてないから被害届は提出しないことにしますという選挙管理委員会の会議録になってるんです。これは書記長経由で入手した文書です。正確に朗読します。掲示板を狙ったものではないと判断できると思うので、選挙管理委員会として被害届を出す必要はないと考えます。被害届は提出しないことといたしますというまとめになっているんです。私はこの判断根本的に間違ってると思います。225条の2は何を言ってるかっていうと、掲示板、物理的に損壊したかどうかということよりも、そこに貼ってあるポスターが妨害を受けたかどうかということが中心問題なんです。その肝腎要のポスターをはがされたり、ペンキを塗られたりするとポスター本体に危機を受けてるわけですから、これ以上の妨害ないんじゃないですか。それで被害届を出さないことにするというので、提出しないことにするというのでこれは判断したと思いますが、被害届は出すべきだと思います私は。あとは捜査当局がどうするかはまたこれは別の展開になりますけども、そういうことで1番大事な眼目になる判断について、いかがかなということ率直に申し上げておきたいと思います。これは町長の認識もどうであったのか。行政執行者としてもそうでしょうし、選挙に立候補した当事者でもあるということから、こうした公職選挙法をめぐる民主主義上の許しがたい攻撃に対しては、やはり断固たる態度で臨んで、再びかかる犯罪行為が発生しないように防止する責任があると思うんです。おそらく私がこれを一般質問で取上げなかったら知らなかった方がたくさんいると思います。それはダメなんです。こういうことやったら大変問題になるよと、今後いろいろな選挙ありますけれども、ペンキで塗って剥がしたりするのは大事件なんだと、大犯罪なんだと。やったら大変なことになるということをしちんと町民の皆さんに示さなきゃならんのです。そういう重大な民主主義の根幹に関わる問題でお咎めなしと。これは行政としてもおかしいと思うし、本人としてもおかしいと思うし、選挙管理委員会の扱いについても私は率直に言って足らざるところがありはしなかったのかというふうに思うわけです。こうしたことが、再び我が町において発生しないように厳重に対処をする必要があるということ提起したいと思います。一つは、被害届を出すべきだと思います。あと事件としてどう捜査し、対応

するかというのは司法当局の問題です。もう一つは、公表すべきです。広報その他で、こういう事犯があったけれども、こうこうこういう条項、根拠に抵触する犯罪行為なので絶対やらないようにという警告のアピールをすべきだと私は思います。

2点について町長と選挙管理委員長に伺っておきます。

以上です。

○議長（真柄克紀君） 高橋町長。

○町長（高橋貞光君） 私も議員同様に225条の公職選挙法違反というふうに認識をしておりますし、同じく重大な犯罪行為という認識もございます。いずれにしましても、この部分については、選挙管理委員会の判断に従いたいというふうに思います。

○議長（真柄克紀君） 公表すべきという点については。広報等で周知すべきという点についてはどうですか。

○町長（高橋貞光君） ですから選挙管理委員会の判断に従います。

○議長（真柄克紀君） 選挙管理委員会委員長。

○選挙管理委員長（大坪観誠君） ただいまの再質問にお答えをいたします。

警察署との関連でございませけれども重大な選挙妨害事案でございませ。それを選管としてもよくよく承知の上で警察へ通報しております。それで被害届をどういう旨で出さなかったかということは、掲示板そのものに被害損傷を、いわゆる器物破損のような損傷がなかったということが認められましたので、ただし選挙妨害行為であることは、承知の上、既に警察にその旨被害届という形ではありませんが通告しております。それを受けて捜査権限、捜査活動を行うのは全て警察署であります。選管ではそれ以上の動きを取ることはありません。それが順当ということで選管はそのような動きに至りました。

それからもう1点ですが、いたずらやそんなことで済まされない、大変重大な事犯でありますよということで、今委員会では、町のホームページや、それから町広報紙の手段などを用いてそれをしっかりと町民、有権者に啓蒙をしていく予定であります。

以上で再質問にお答えをさせていただきました。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 了解しました。

○議長（真柄克紀君） これで菅原議員の5問目の質問を終わりました。

菅原議員にお尋ねいたしますが、先ほど3問目で質問の留保という形で保留の形になっておりますが、この扱いについて相談いたします。菅原議員の考え方をお聞きしたいと思います。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 先ほど申し上げましたとおり、私の基本的な考え方は第3回定例会の中で補充の質問を行う機会を作ってほしいということでありませ。それ以上の判断は議長に委ねたいと思ひませ。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員にお伺ひしますが、現段階でもう一度先ほど保留の件の質問をするという考えはございませか。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 保留してるんだから当然質問をさせていただかなければなりません。今度、実際的な問題出しますけれども、原則的には9月定例会中と申し上げました。これは原則です。しかし例外の柔軟な扱い方も議長判断であってもいいのかと思います。そこで、あなたの考え方を聞かせていただきたいと思います。特に私が判断しなければいけないのは、会議録精査をきちんとやっておきたいということなんです。この会議録精査で動かない答弁内容を確認した上で、次に進みたいということですので、それも含めた議長の扱い方があれば従いたいと思います。

○議長（真柄克紀君） それでは答弁者のほうも含めて、会議録、その他の前提となる答弁書を一度整理しながら答弁してくれたほうがいいなと思いますので、今質問者のほうから定例会中ということでございますが、これは定例会の後、しかるべき時期をもってきちんと答弁する形を持ちたいと思います。したがって今定例会の中でその質問に関しては保留していただきたいと思います。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） 議長に委ねて発言するのは僭越なんですけども、一般質問は定例会中しかできませんよね。だからそのところで原則的な提起をしたんです。そうすると会期延長しかないじゃないかということになります。そのところについてはさっき言いましたように、柔軟に議長のほうに委ねたいと思いますので、100歩譲って一般質問に準ずる扱い方を議長のほうで政治的に判断して展開するということであるならば、そこまでは応じたいと思います。それはダメよということであれば、きちんと会期延長して会議録精査の上で次の質問に入らせていただかざるを得ないというようなことを申し上げておきます。

○議長（真柄克紀君） 菅原議員のほうからもそういう形でのあれがありました。私も先ほど言うように本来定例会の中で処理すべきと思いますが、そのところは、もう一歩弾力的に考えた中で、その言質問に関しては担保いたしますので、そういう形でご理解いただきたいと思います。

よろしいですか。

○11番（菅原義幸君） 議長判断に従います。

○議長（真柄克紀君） それでは以上で一般質問を終わります。

皆様にお諮りします。本日の会議時間は議事の都合によりあらかじめこれを延長したいと思いますが、ご理解いただけますか。

（「はい」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） それではそのように取り計らいます。

◎日程第2 意見書案第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第2、意見書案第1号コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

熊野主税議員。

○5番（熊野主税君） コロナ禍による厳しい財政状況に対処し地方税財源の充実を求める意見書案の提案理由を述べさせていただきます。

新型コロナウイルスの感染拡大は、変異株の猛威も加わり、我が国の各方面に甚大な経済的、社

会的影響を及ぼしており、国民生活への不安が続いております。地方財政は、来年度において巨額の財政不足が避けられない厳しい状況下に直面し、地方自治体においては、新型コロナウイルス感染症対策はもとより、地方創生、雇用対策、防災、減災対策、デジタル化や脱酸素社会の実践とともに、財政需要の増嵩が見込まれる社会保障等への対応が迫られており、このためには、地方税財源の充実が不可欠である。

よって、国において令和4年度地方財政対策及び地方税制改正に向け、下記の5項目について実現されるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

(「よし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。

質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論を終わります。

これより採決いたします。

お諮りします。

○議長(真柄克紀君) 意見書案第1号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認め、意見書案第1号は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第3 意見書案第2号

○議長(真柄克紀君) 日程第3、意見書案第2号国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書を議題といたします。

提案理由の説明求めます。

平澤等議員。

○10番(平澤 等君) ただいま上程されました国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書についての提案理由を述べさせていただきます。

現在、新型コロナウイルス感染症の影響により本道の経済は第1次産業はじめ、全ての産業において大きな打撃を受けております。今後はポストコロナを見据えた新たな未来に向けた取り組みを、各地域が持つ潜在力が最大限発揮されるよう平常時、災害時を問わない北海道を支える基盤の確立が必要であります。地域の実態に即した公共事業関連予算確保が最も重要と考えます。

以下、11項目を要請し、地方自治法第99条の規定により提案するものです。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

(「よし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。
質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 討論は終わります。
これより採決いたします。
お諮りします。
意見案第2号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 異議なしと認め、意見書案第2号は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第4 意見書案第3号

○議長(真柄克紀君) 日程第4、意見書案第3号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

吉田実議員。

○1番(吉田 実君) ただいま上程されました意見書案第3号林業・木材産業の成長産業化に向けた施策の充実・強化を求める意見書案について提案理由を申し上げます。

全国の森林面積の4分の1を本道が占めており、国土保全、地球温暖化防止など多面的な機能を有しています。このような機能の発揮のためにも、森林を適切に整備、保全することに加え、経済的に活用できる森林については循環的に利用し続けていくことが重要であります。林業を成長産業とすることを目指し、本道の森林を将来の世代に引き継いでいくため、施策の充実、強化を図ることが必要であることから、地方自治法第99条の規定により意見書を提出するものであります。

議員各位のご賛同をよろしくお願いします。

(「よし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりました。
質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。
討論を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) これより採決をいたします。
お諮りします。

意見書案第3号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と言う者あり)

○議長(菅原義幸君) 異議なしと認め、意見書案第3号は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第5 意見書案第4号

○議長(真柄克紀君) 日程第5、意見書案第4号コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

橋本議員。

○4番(橋本一夫君) コロナ禍における農畜産物の消費拡大及び高温・干ばつによる農作物被害対策を求める意見書案の提案理由を申し上げます。

新型コロナウイルスにおいては、昨年から感染拡大が収まらず、未だに世界全体に経済の低迷を招いております。国内では8月27日から21都道府県に緊急事態宣言が拡大され、まん延防止等重点措置も12県となるなど危機的な状況にあります。この影響で、観光、インバウンド需要などの落ち込みや人流の抑制によって中食、外食産業の低迷が依然として続いており、農業においても米や牛肉、乳製品、小麦、小豆、砂糖などの農畜産物価格の低下と需要の減少を招いており、価格回復と需要喚起対策の強化が不可欠となっています。

こうしたもと、本道においては7月から8月上旬にかけて記録的な高温、少雨の気候が続いたことから、全道にわたって農作物全般に被害が及んでおり、特に馬鈴しょでは小玉傾向、てん菜では根部が肥大せず、玉ねぎでは変形などによる大幅な収量減少が見込まれています。また野菜においては、収穫時期を迎え高温障害などで廃耕する圃場もあるほか、定植直後の苗において灌水作業が追い付かず枯れてしまうなど大きな影響が出ています。さらに酪農、畜産においても高温、干ばつにより飼料作物が生育停滞から枯れ始め、地域によっては収量が半分以下に落ち込むことも予想され、今後の生乳生産への影響が危惧されています。

一方、水稻においては豊作基調にありますが、高温による乳白粒の発生など品質低下が心配され、加えて2020年産米の過剰在庫で米価下落が懸念されています。ついては、次年度に向けて営農継続が図られますよう次の内容を要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

最後に議員各位のご賛同をよろしく願いいたします。

(「よし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 説明が終わりましたので質疑を許します。

(「なし」と言う者あり)

○議長(真柄克紀君) 質疑を終わります。

討論を許します。

菅原議員。

○11番（菅原義幸君） ただいま上程されました意見書案第4号の賛成議員の1人として、特に米価問題に限定して賛成討論を行います。

安倍内閣は2018年に米農家への戸別所得補償を廃止した上で、50年間にわたる生産調整の配分を中止して国の責任を放棄、生産者に自己責任を押しつけました。その中で昨年来のコロナ禍で米の需要が激減、民間の適正在庫量が30万トンを超す過剰在庫が発生し、JAグループの生産者に対する前払金である概算金が北海道では、ななつぼしが前年比2,200円減の60キロあたり1万1,000円に下落するなど、深刻な事態が発生しています。

この危機を打開するために①過剰米を政府が買上げて市場から隔離し、生活困窮者、学生、子供食堂などに大規模に供給すること。

②海外産のミニマムアクセス米77万トンの輸入を中止すること。

③転作補助金を大幅に拡充し、農業者戸別所得補償制度を復活することの3点を政府に要求いたします。

最後に、歯止めのない輸入自由化と大規模化による家族経営の切捨てを止めて、持続可能な米生産と命、食料、農業を大事にする政治の実現を願って賛成討論といたします。

以上です。

○議長（真柄克紀君） これで討論を終わります。

これより採決をいたします。

お諮りします。

意見書案第4号を原案のとおり決することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（菅原義幸君） 異議なしと認め、意見案第4号は原案のとおり可決し、関係機関に送付することに決定いたしました。

◎日程第6 発議第1号

○議長（真柄克紀君） 日程第6、発議第1号三常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配付のとおり議会閉会中における継続調査の申し出がありました。

お諮りいたします。

申し出のとおり、議会閉会中の継続調査の件を承認したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（真柄克紀君） 異議なしと認め、本件は申し出のとおり承認することに決しました。

◎閉議宣告

○議長（真柄克紀君） 以上をもちまして、本定例会に付議されたすべての事件の審議は終了しました。

以上で会議を閉じます。

◎閉会宣告

○議長（真柄克紀君） これをもって令和3年第3回せたな町議会定例会を閉会いたします。
長時間ご苦労さまでした。

閉会 午後5時02分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和3年10月8日

議 長 真 柄 克 紀

署名議員 石 原 広 務

署名議員 平 澤 等